第３期
田野町 子ども子育て支援事業計画

令和７年３月

田　野　町

目次

第１章 計画の策定にあたって 1
　１ 計画策定の背景と目的 1
　２ 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向 2
　３ 計画の位置付けと性格 4
　４ 計画の期間 4
　５ 計画の対象 4
　６ 計画の策定体制 5

第２章 田野町の子ども・子育ての現状 6
　１ 人口の推移 6
　２ 世帯数の推移 7
　３ 自然動態の推移 11
　４ 未婚率 12
　５ 女性の就業率 13

第３章 計画の基本的な考え方 14
　１ 計画の基本理念 14
　２ 施策の目標 15
　３ 施策体系 17

第４章 施策の評価と今後の展開 19
　１ 地域における子育ての支援 19
　２ 母性並びに乳児・幼児等の健康確保及び増進 22
　３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 25
　４ 子育てを支援する生活環境等の整備 27
　５ 仕事と子育ての両立の推進 28
　６ 子ども等の安全の確保 29
　７ 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進 30
　８ 子どもの貧困対策の推進 31

第５章 子ども・子育て支援事業計画 33
１ 教育・保育提供区域の設定 33
２ 子どもの人口の見通しについて 33
３ 教育・保育事業の推進 35
４ 地域子ども・子育て支援事業の推進 37
５ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 50
６ 放課後児童対策の推進 50
７ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策 52

第６章 計画の推進 53
１ 計画の推進体制 53
２ 計画の周知 53
３ 進捗状況の管理 53

資料編 54
１ 田野町子育て支援に関するアンケート調査結果 54
２ 田野町子ども・子育て支援会議設置条例 73
３ 本計画策定経過 74

第１章　計画の策定にあたって

１ 計画策定の背景と目的

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

田野町（以下、「本町」という。）では「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年３月に「田野町子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月には第２期となる、「第２期田野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、「赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。」を基本理念に掲げ、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

国では、令和４年にこども基本法を制定するとともに、令和５年４月にこども家庭庁が発足しています。令和５年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

本町では、上記の動向及び、現行計画である第２期計画の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、町内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第３期田野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

第２期計画策定後の子ども・子育て支援をめぐる主な動向は次のとおりです。

（１）こども基本法の施行

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。こども施策に関わる基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる『こども大綱』の策定や、子ども等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすること等が定められました。

（２）子ども・子育て支援法の改正

①妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和６年度から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、提供体制の整備が行われます。また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援（妊産婦等生活援助事業）が制度に位置付けられました。

②こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の創設

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」）を創設することとなりました。

（３）児童福祉法の改正

①家庭支援事業の創設

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規３事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

②こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと市区町村こども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、子育てに関する一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

③子どもの権利擁護

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭の子どもに対する入所措置や一時保護等の際、子どもの利益を考慮し、意見を反映させるために子どもの意見聴取措置をとることとなりました。

また、市町村は、令和８年度までに妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援体制を整備できるよう取り組みを進めることとなりました。

④社会的養護施策

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）及び児童育成支援拠点事業（子どもの居場所）の確保に努めることとなりました。

（４）児童手当の拡充

所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校卒業まで延長することとなりました。また、多子加算については、第三子以降３万円に引き上げることとなりました。

（５）「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

誰一人取り残さず、子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の居場所づくりの推進が定められました。

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができ、できるだけ多様な居場所を持てるよう、子ども・若者の特性に配慮した多様な居場所づくりに取り組むとともに、子どもの居場所づくりを都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

（６）「こどもまんなか実行計画 2024」の策定

こども基本法に基づくこども大綱に示された６つの基本的な方針及び重要事項のもとで進めていく、幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランが策定されました。子どもや若者の権利の保障に関する取り組みや、「加速化プラン」等の少子化対策、子どもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援に係る施策等、387 項目が提示されています。

3 計画の位置付けと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第２項に基づく「市町村計画」を内包し、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

4 計画の期間

令和７年度から令和11年度までの５か年の計画であり、施策の進捗状況について年度ごとに点検・評価を行います。

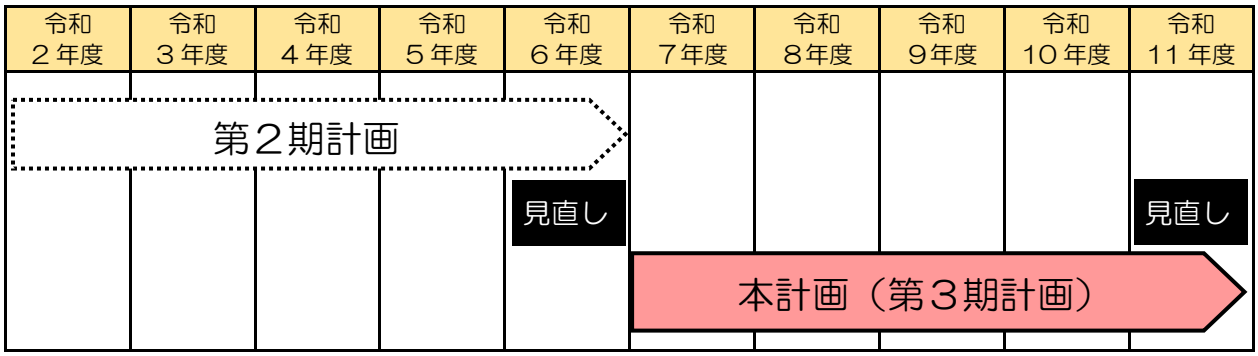

5 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

また、子育て支援を町と連携・協力して行う、地域、認定こども園、学校、NPOや町民活動団体、企業等も対象とします。

6 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

①就学前児童の保護者

対象者	令和６年１月１日現在、町内に在住する就学前児童（０～５歳）の保護者 ※同一世帯にきょうだいがいる場合は年少者を抽出
実施期間	令和６年２月９日～令和６年３月１日
実施方法	認定こども園を通じての配付回収、郵送による配付回収
配付／回収数	配布数　72 件　／　回収数　50 件　　（有効回収率　69.4%）

②小学生の保護者

対象者	令和６年１月１日現在、町内に在住する小学１年生から５年生の保護者 ※同一世帯にきょうだいがいる場合は年少者を抽出
実施期間	令和６年２月９日～令和６年３月１日
実施方法	小学校を通じての配付回収
配付／回収数	配布数　37 件　／　回収数　28 件　　（有効回収率　75.7%）

（2）田野町子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条第１項に基づく「田野町子ども・子育て会議」において、内容を審議し策定しました。

（3）パブリックコメントの実施

「第３期田野町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、町民の皆様からご意見をお聞かせいただくため、令和７年１月 20 日（月）から令和７年２月７日（金）までの間、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第２章　田野町の子ども・子育ての現状

１ 人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和６年で2,447人と、令和2年から162人減少しています。

年齢別にみると、令和６年４月１日現在の年少人口（０～14歳）は241人となり、人口全体に占める割合は9.8%となっています。

●人口の推移●

		令和2年（2020 年）	令和3年（2021 年）	令和4年（2022 年）	令和5年（2023 年）	令和6年（2024 年）
総人口	（人）	2,609	2,592	2,543	2,487	2,447
年少人口（0～14 歳）	（人）	244	248	237	230	241
	（%）	9.4	9.6	9.3	9.2	9.8
生産年齢人口（15～64 歳）	（人）	1,287	1,263	1,223	1,192	1,175
	（%）	49.3	48.7	48.1	47.9	48.0
老年人口（65 歳以上）	（人）	1,078	1,081	1,083	1,065	1,031
	（%）	41.3	41.7	42.6	42.8	42.1

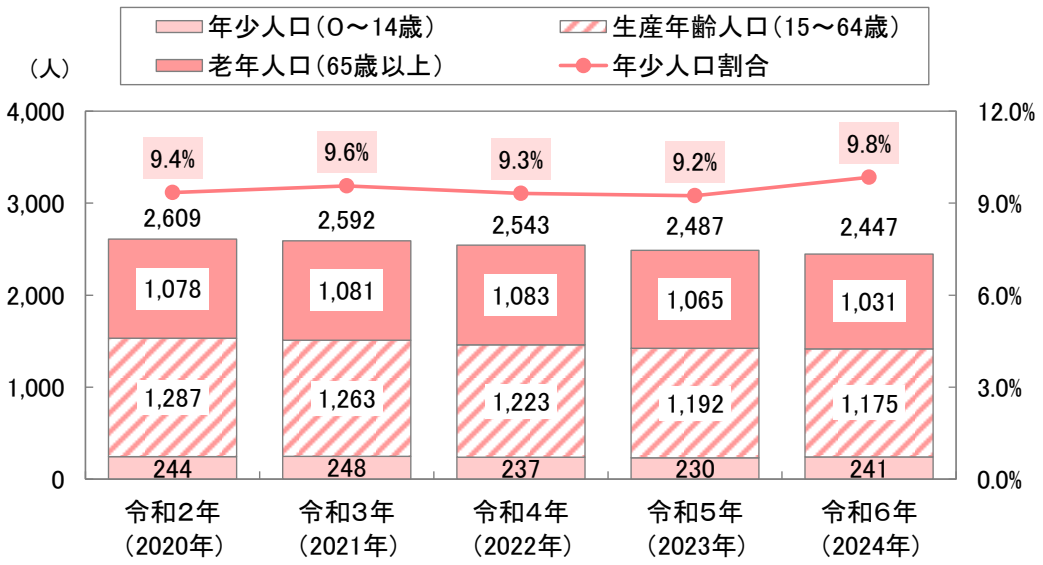

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

2 世帯数の推移

（1）世帯数の推移

一般世帯数は平成７年以降減少傾向で推移しており、令和２年では 1,163 世帯と平成７年と比較すると 175 世帯減少しています。世帯類型別にみると、核家族世帯、三世代世帯が概ね減少傾向にある一方で、単独世帯が増加しています。

●世帯数の推移●

		平成2年（1990年）	平成7年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
一般世帯	（世帯）	1,296	1,338	1,309	1,270	1,211	1,185	1,163
核家族世帯	（世帯）	767	785	732	712	671	623	599
	（%）	59.2	58.7	55.9	56.1	55.4	52.6	51.5
単独世帯	（世帯）	275	321	361	339	354	400	437
	（%）	21.2	24.0	27.6	26.7	29.2	33.8	37.6
三世代世帯	（世帯）	153	122	142	141	100	84	50
	（%）	11.8	9.1	10.8	11.1	8.3	7.1	4.3
その他の世帯	（世帯）	101	110	74	78	86	78	77
	（%）	7.8	8.2	5.7	6.1	7.1	6.6	6.6

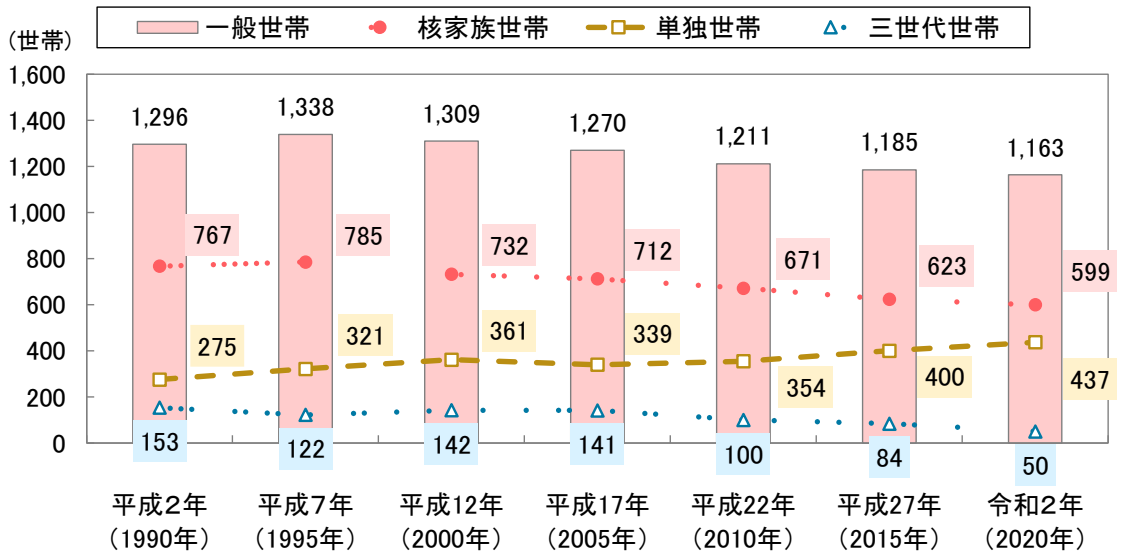

出典：国勢調査

※平成7年以前の「三世代世帯」は「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」の計。平成 17 年は遡及集計。

（２）子どものいる一般世帯の割合

一般世帯 1,163 世帯のうち、６歳未満の子どもがいる世帯は 67 世帯（5.8%）、６歳以上 18 歳未満の子どもがいる世帯は 94（8.1%）で、高知県平均や全国平均より 18 歳未満の子どもがいる世帯の比率は低くなっています。

●子どものいる一般世帯の割合（高知県・全国平均との比較：令和２年）●

		田野町		高知県	全国
			核家族世帯		
一般世帯	（世帯）	1,163	599	314,330	55,704,949
６歳未満の子どもがいる世帯	（世帯）	67	57	20,262	4,224,286
	（%）	5.8	9.5	6.4	7.6
６歳以上18歳未満の子どもがいる世帯	（世帯）	94	75	32,459	6,509,439
	（%）	8.1	12.5	10.3	11.7
18歳未満の子どもがいない世帯	（世帯）	1,002	467	261,609	44,971,224
	（%）	86.2	78.0	83.2	80.7

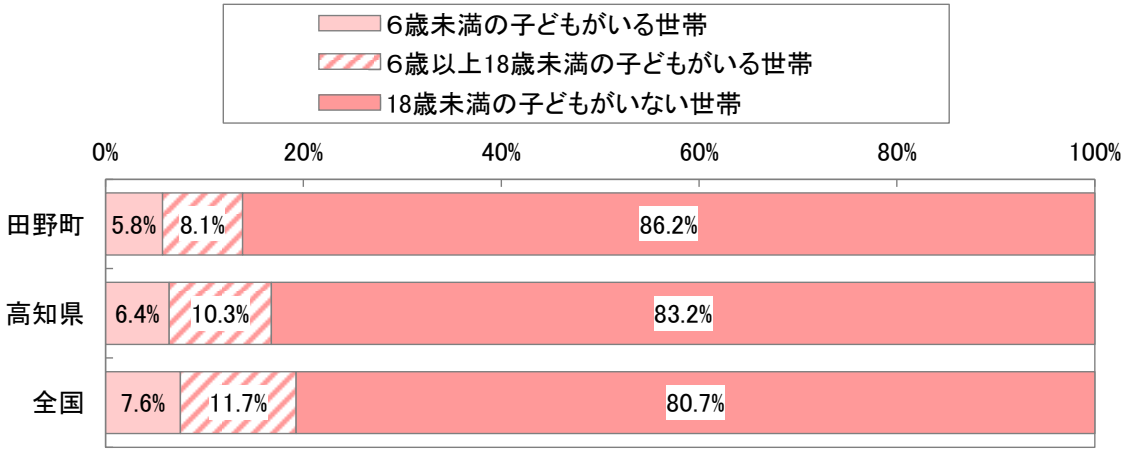

出典：国勢調査

（３）ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）は、平成７年の 30 世帯から減少しており、令和２年では 19 世帯となっています。

●ひとり親世帯数の推移●

単位：世帯

	平成2年（1990年）	平成7年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
ひとり親世帯	21	30	27	27	24	24	19
母子世帯	15	23	22	22	17	17	15
父子世帯	6	7	5	5	7	7	4

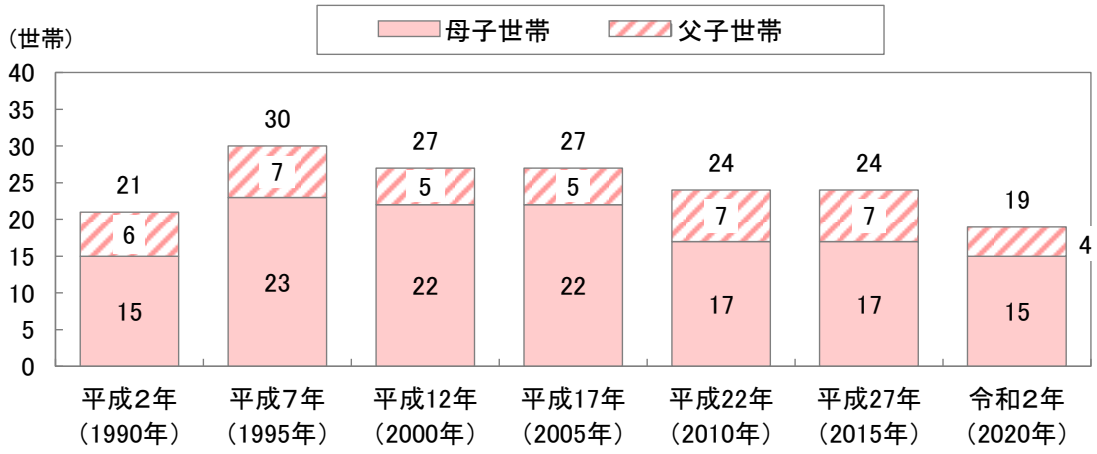

出典：国勢調査

（４）共働き世帯数の推移

夫婦のいる世帯、共働き世帯数は、世帯数の減少に伴い減少傾向で推移しており、令和２年では共働き世帯数が 286 世帯となっています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合をみると、年により増減しながら推移していますが、令和２年に大きく減少し、54.5%（156 世帯）となっています。

●共働き世帯数の推移●

		平成2年（1990年）	平成7年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
夫婦のいる世帯	（世帯）	900	876	795	754	679	595	540
共働き世帯	（世帯）	485	505	424	386	327	296	286
	（%）	53.9	57.6	53.3	51.2	48.2	49.7	53.0
子どもありの世帯※	（世帯）	326	312	274	262	203	189	156
	（%）	67.2	61.8	64.6	67.9	62.1	63.9	54.5

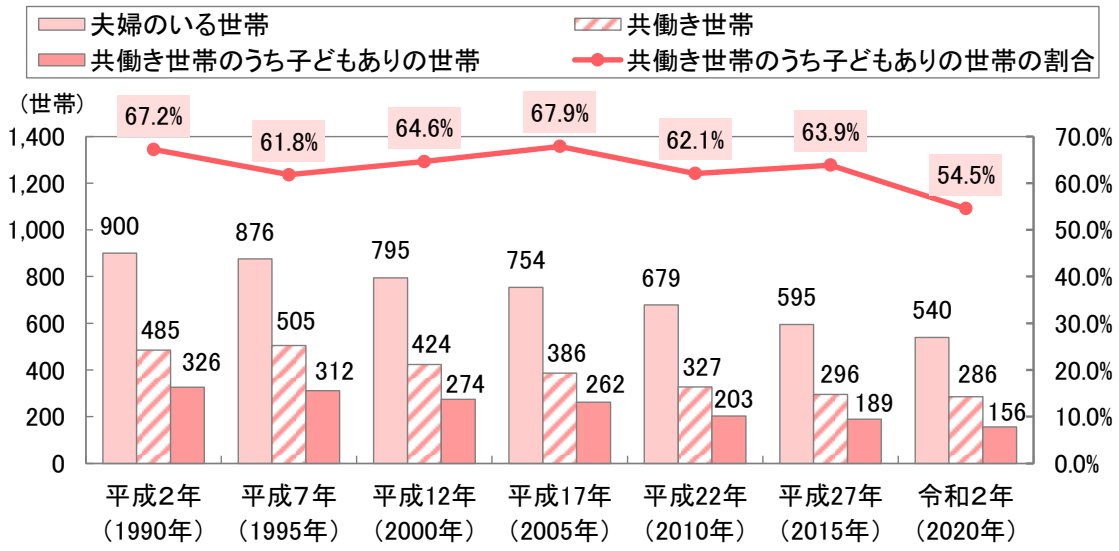

出典：国勢調査

※「子どもありの世帯」の割合は、共働き世帯数を母数として算出

3 自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスで推移しており、平成30年から令和４年にかけて、人口の減少数は年々増加しています。

●自然動態の推移●

単位：人

	平成28年（2016年）	平成29年（2017年）	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）
自然増減	▲21	▲29	▲20	▲24	▲27	▲35	▲45
出生数	14	15	17	15	13	12	10
死亡数	35	44	37	39	40	47	55

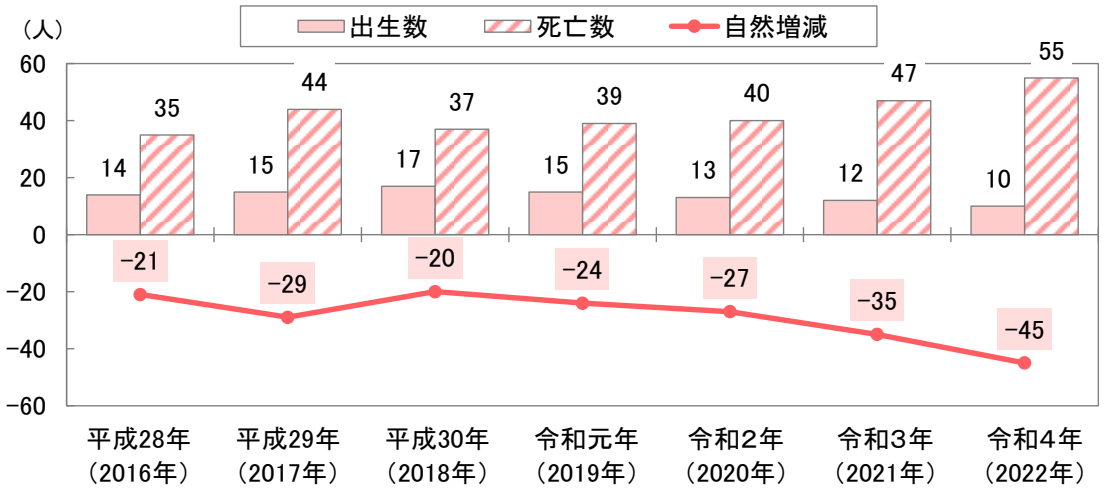

出典：人口動態調査

4 未婚率

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあり、令和２年には、男性45.6%、女性33.3%となっています。

また、年齢別に平成２年時点のデータと比較すると、女性ではすべての年齢において未婚率が上昇しており、男性では特に30～34歳の未婚率が上昇しています。

●未婚率の推移●

単位：%

	平成2年（1990年）	平成7年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
男性（20～49 歳）	35.5	32.6	40.1	37.6	42.5	49.5	45.6
女性（20～49 歳）	18.2	20.2	23.9	27.6	30.2	33.4	33.3

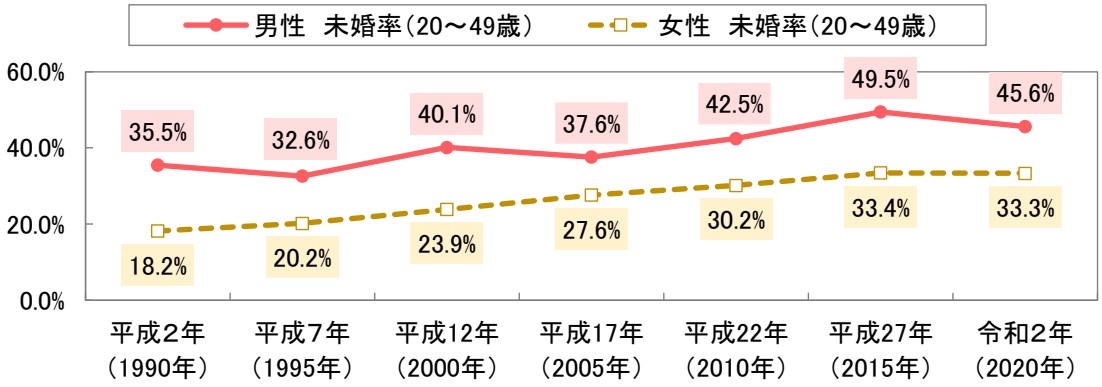

出典：国勢調査

●未婚率（平成２年と令和２年の比較）●

単位：%

		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
男性	平成2年（1990年）	85.5	66.0	28.1	33.9	17.6	12.3
	令和2年（2020年）	79.3	67.5	61.2	25.5	33.8	31.3
女性	平成2年（1990年）	77.6	33.7	11.7	10.8	4.7	8.3
	令和2年（2020年）	81.8	45.5	29.4	16.0	23.4	26.5

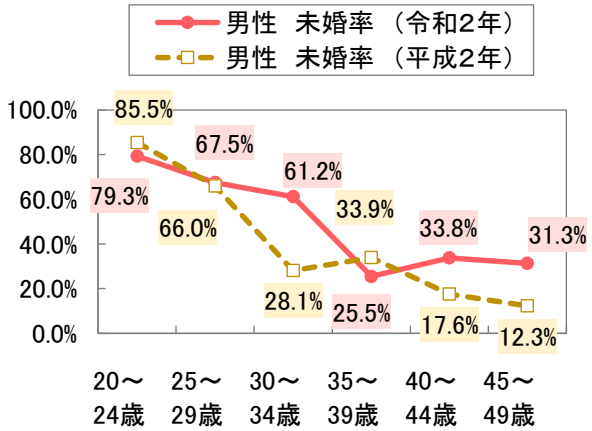

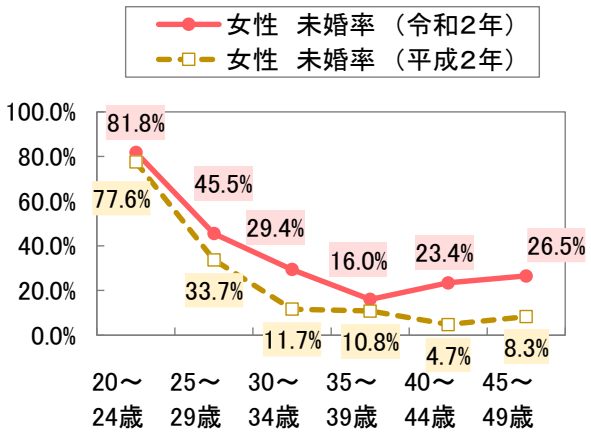

出典：国勢調査

5 女性の就業率

本町の女性の就業率はほとんどの年齢で高知県平均及び全国平均と比較し高くなっています。

また、平成２年時点では25～34歳の区分において、結婚や出産等を理由に就業率が低下する「M字曲線」状の就業率となっていましたが、令和２年では、35～39歳でやや低下するものの、ほぼすべての年齢で働く女性の割合が上昇し、M字曲線がみられなくなっています。

●女性の就業率（高知県・全国平均との比較：令和２年）●

単位：%

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
田野町	75.8	87.5	87.5	78.0	87.0	83.3
高知県	68.0	83.5	82.9	83.1	85.4	84.6
全国	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5

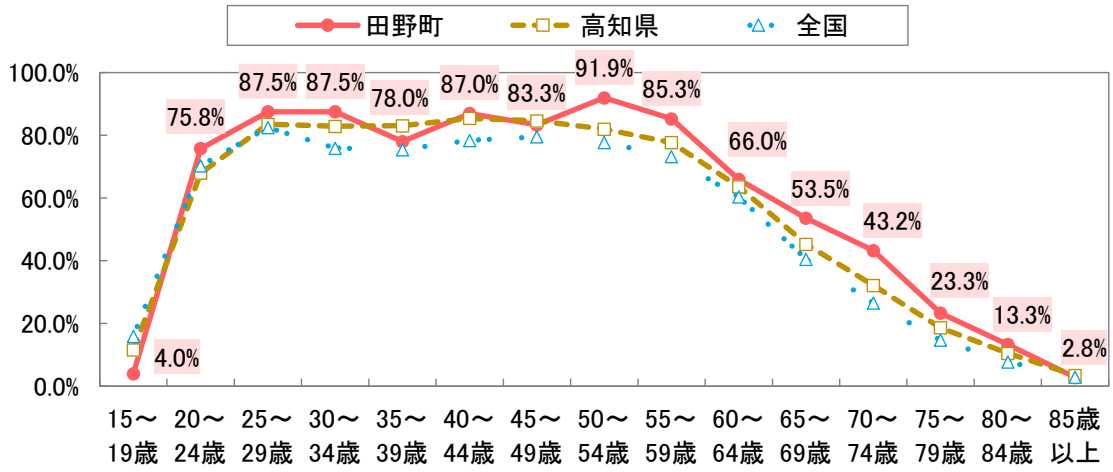

出典：国勢調査

●女性の就業率（平成２年と令和２年の比較）●

単位：%

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
平成2年（1990年）	69.4	54.8	67.3	69.9	78.0	83.5
令和2年（2020年）	75.8	87.5	87.5	78.0	87.0	83.3

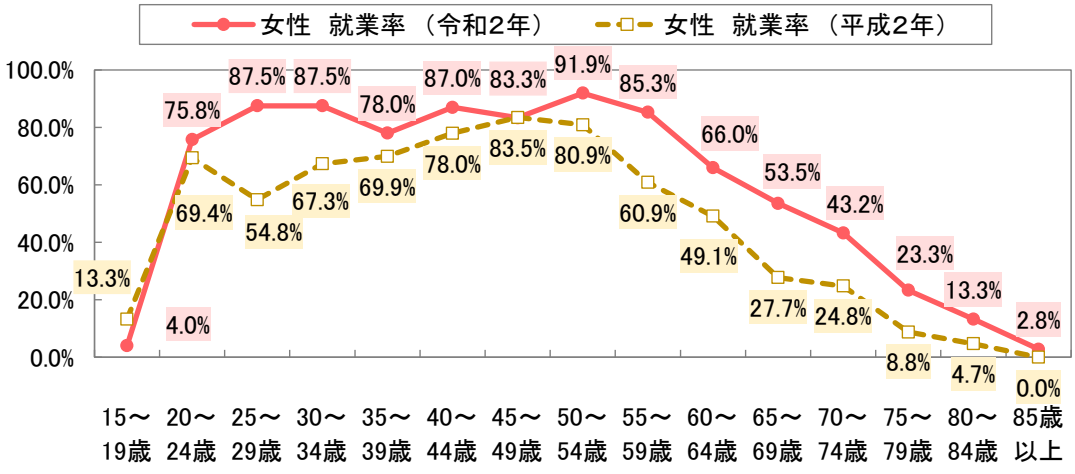

出典：国勢調査

第３章　計画の基本的な考え方

１ 計画の基本理念

子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。

本町では、次代を担う子どもたちの成長、幸せを目指し、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政等様々な担い手の協働のもと、地域社会全体で支援していけるよう『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』を基本理念として体制づくり等に取り組んできました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、さらに町民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

また、今後の社会情勢の変化を注視し、本町の特色を含め、必要に応じて適宜基本理念の見直しについても検討していきます。

赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、

誰もが暮らしやすいまちづくり。

2 施策の目標

基本理念の実現に向けて、以下の８つを施策の目標とします。

目標１　地域における子育ての支援

女性の社会進出や就労形態の変化等ライフスタイルの多様化により、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

安心して子育てし、働くことができる支援体制の整備に努めるとともに、保護者同士、子ども同士の定期的な交流機会の提供、地域で様々な世代が交流する環境を整備するため、「認定こども園の運営事業」、「地域ネットワークを通じての子育て支援」の２つの面から子育て支援の充実を推進します。

目標２　母性並びに乳児・幼児等の健康確保及び増進

母子保健事業が中心となる本分野においては、乳幼児期における育児不安の解消や育児力の向上を目的とした取り組みを推進します。

生涯を通じた健康の出発点ともなるため、乳幼児期の発達課題の早期発見や相談、母親を中心とした育児支援等を通して、健やかな成長と健康確保の強化を推進します。

目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもにとって安らぎの場である家庭は、同時に子どものしつけや基本的生活習慣を身につける教育の場でもあります。家庭の教育力の向上に向けて取り組むとともに、子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、それぞれの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が協力し、教育力を向上させるための支援の充実を推進します。

目標４　子育てを支援する生活環境等の整備

安らぎを感じる豊かな自然環境の保全やのびのびと遊べる場所づくりといった施設面の整備、医療や福祉分野における助成制度の充実等、すべての子育て家庭が本町で安心して生活できる環境づくりを推進します。

目標５　仕事と子育ての両立の推進

働く女性が増え、結婚・出産に対する価値観が大きく変化しています。男女が仕事と子育てを両立するためには、家事の役割分担意識の啓発や働き方の見直しといった男女共同意識の浸透がより必要となってきます。国、県、関係団体、企業等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動等に努めます。

目標６　子ども等の安全の確保

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や事故は後を絶ちません。特に、登下校中の事件や交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。

子どもや保護者が犯罪や事故に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや、関係機関と連携した活動を推進します。

目標７　要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

子どもが社会の一員として認められ様々な権利が保障されるように、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立の支援、障がい児施策の充実等を通して、様々な原因により特別な支援を必要とする児童や家庭が、切れ目のない支援を受けることができる環境づくりを推進します。

目標８　子どもの貧困対策の推進

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、すべての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けることができる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されるよう、子どもが健やかに育成できる環境整備を推進します。

3 施策体系

○●基本理念●○

『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』

施策の目標	事業
1. 地域における子育ての支援	1　教育・保育事業
	2　延長保育事業
	3　一時預かり事業
	4　病後児保育事業
	5　幼保連携型認定こども園と地域等の連携
	6　放課後子ども教室推進事業
	7　民生委員・児童委員活動
	8　子ども会活動事業　スポーツ少年団事業
	9　なかよし交流館運営事業
	10　子育て情報の発信
	11　学びや遊びの場づくり
	12　総合的な子どもの放課後対策の推進
	13　にこにこ食堂（子ども食堂）
2. 母性並びに乳児・幼児等の健康確保及び増進	1　母子健康手帳発行時の健康相談
	2　妊婦一般健康診査
	3　産婦健康診査
	4　妊産婦訪問　新生児訪問
	5　1か月児健康診査　乳児一般健康診査（医療機関で個別）
	6　乳児健康診査（集団）
	7　1歳6か月・3歳児健康診査（集団）
	8　産後ケア事業
	9　歯科指導
	10　妊婦等包括相談支援事業
	11　栄養士による栄養相談
	12　休日当番・救急医療確保
	13　こども家庭センターの設置

施策の目標	事業
3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1　総合的な学習の時間等における地域人材等の活用
	2　教育センター事業の充実
	3　道徳教育の充実
	4　生徒指導の充実
	5　家庭・地域力の向上
	6　少年非行の防止
	7　専門人材・専門機関との連携強化
4. 子育てを支援する生活環境等の整備	1　子どもを持つ家庭等への経済的支援
	2　福祉医療費助成事業
	3　公園及び遊園地整備
5. 仕事と子育ての両立の推進	1　男女共同参画意識の啓発
	2　仕事と子育ての両立の推進
6. 子ども等の安全の確保	1　交通安全教室
	2　街頭啓発活動
	3　安芸地区地域安全協会への支援
	4　青少年育成町民会議の活動支援
	5　地域全体で子どもを見守る体制づくり
7. 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進	1　要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成（児童虐待防止対策・社会的養育）
	2　ひとり親家庭の自立支援の推進
	3　ひとり親家庭医療費助成事業
	4　障がいがある子どもへの支援の充実
	5　子育て中の外国人家庭への支援の充実
	6　虐待の予防と早期発見への取り組みの強化
8. 子どもの貧困対策の推進	1　学びや遊びの場づくり【再掲】
	2　専門人材・専門機関との連携強化【再掲】
	3　少年非行の防止【再掲】
	4　生活困窮者自立支援事業の推進
	5　生活福祉資金貸付事業の推進

第４章　施策の評価と今後の展開

１ 地域における子育ての支援

施策の方向性

子ども・子育て支援制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、多様化する保護者の働き方に対応できるよう、地域の特性に応じたきめ細やかな保育サービスや放課後対策の充実を目指します。

No	事業名	事業概要	担当課
１	教育・保育事業	既存の幼稚園と保育所を高台へ移転・統合し、令和４年度に幼保連携型認定こども園が開園しました。３歳以上の子どもについては、保育を必要とする２号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の１号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）が、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。 幼児教育を希望する保護者のニーズ（１号認定）、保育ニーズ（２・３号認定）の動向を注視しつつ、保育教諭の適正配置に努めるとともに、量の見込みについて適宜見直しを図ります。	教育委員会
２	延長保育事業	短時間保育認定を受けた子どもについて、８時間を超えて保育を必要とする場合、開所時間内での延長保育に対応します。	教育委員会
３	一時預かり事業（幼稚園型）	認定こども園在籍の１号認定子どもを対象として実施します。	教育委員会
	一時預かり事業（余裕活用型）	認定こども園の利用定員に余裕がある場合に、満１歳から満３歳までの未入園の子どもを対象として、家庭での保育が一時的に困難な場合に実施します。	
４	病後児保育事業	認定こども園在園児で病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、施設内の病後児保育室で預かります。従事可能な人員の確保に努め、実施に向けて検討していきます。	教育委員会
５	幼保連携型認定こども園と地域等の連携	令和４年４月に保育所と幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園として開園したことを生かし、幅広い世代の交流が１施設で行えるよう、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者や子育て世帯等が交流できる場づくりを推進します。	教育委員会

No	事業名	事業概要	担当課
6	放課後子ども教室推進事業	小学生を対象に、月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、地域サポーターの協力のもと、子どもたちの安心・安全な遊び場「田野っ子広場」、加力学習に取り組む「放課後学習教室」、ALT・CIR との交流を通じて英語にふれる機会をつくる「英語ふれあい体験教室」の３教室を実施しています。 田野っ子広場サポーターの高齢化が進行していることから、新しいサポーターの確保に努めます。	教育委員会
7	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、高齢者宅への訪問や安否確認、地域の行事へ参加しています。また、住民からの相談窓口となり、各関係機関へのつなぎ役として取り組んでいます。 住民が抱える問題も複雑になり、相談を受ける委員の負担となっていることから、さらなる充実を図ります。	住民福祉課
8	子ども会活動事業 スポーツ少年団事業	子ども会活動の拡充や小中学生の体力向上と健全な身体の育成を図り、明るいまちづくりに寄与するため、地区単位で活動を行う子ども会や地域指導者の協力のもと、活動するスポーツ少年団の育成支援を行っています。 現状、スポーツ少年団は１団体のみとなっています。潜在的なニーズはあるものの、指導できる人材が地域にいないことや、多くの家庭が夫婦共働きであり、部の運営に関われていない状況もあることから、組織としての仕組みづくりを根本から再考するとともに、新規の部創設に向けての体制整備を行います。	教育委員会
9	なかよし交流館運営事業	乳幼児から高齢者まで誰もが集える交流の場の拠点として、子どもの健全育成、世代間交流を通した子育て支援等を行っています。 今後も引き続き、交流の場の拠点となるよう事業実施に努めます。	住民福祉課
10	子育て情報の発信	子育てに関する情報を町広報誌等で提供しています。 今後は、情報発信方法等について検討を行い、広く広報できるよう努めます。	住民福祉課
11	学びや遊びの場づくり	地域資源を活用し、放課後や長期休暇等に多様な活動・経験ができる場を提供します。	教育委員会

No	事業名	事業概要	担当課
12	総合的な子どもの放課後対策の推進	放課後子ども教室推進事業を継続して実施するとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応のため、児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援を行います。 また、保護者や地域のニーズの把握に努め、必要に応じて時間帯や曜日の協議、検討を行います。 さらに、集団生活における児童同士の関わりの中で、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図ることができるよう、環境整備に取り組みます。	教育委員会
13	にこにこ食堂 （子ども食堂）	あったかふれあいセンターの「集い」の機能を利用して、「にこにこ食堂」を開催しています。「にこにこ食堂」では、長期休み時の子どもの個食の問題や見守り活動を行うとともに、バランスの取れた食事や様々な世代の方々が参加する社会参加の場を提供することにより、子育て支援を図っています。 今後も食事の提供を通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保、子どもや保護者と地域がつながる場所の提供に努めます。	田野町社会福祉協議会 教育委員会

2 母性並びに乳児・幼児等の健康確保及び増進

施策の方向性

安心して出産・子育てができ、子どもの健やかな成長を促進することができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細やかに実施します。

また、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	担当課
1	母子健康手帳発行時の健康相談	妊娠届出時に妊婦と面接し、妊婦アンケートの内容に沿って聞き取りや現在の体調や生活状況についてお伺いし、保健指導等を行っています。 また、初回面接の機会に出産応援給付金や産後ケア事業の案内も行っています。 安心して出産できるよう、妊娠中期から後期にかけての面接も随時できるよう努めます。	中芸広域連合保健福祉課
2	妊婦一般健康診査	妊婦の健康保持・増進のため、妊婦一般健康診査受診票 14 回分を母子健康手帳交付時に併せて交付しています。	中芸広域連合保健福祉課
3	産婦健康診査	産後２週間と産後１か月に、心身の健康状態を確認するための健診を医療機関で受診できます。	中芸広域連合保健福祉課
4	妊産婦訪問 新生児訪問	妊娠中や産後の健康管理、出産や育児についての相談に応じます。 また、新生児期（１か月以内）に訪問し、新生児の発育状態の確認、母の健康管理や育児相談等に応じています。 里帰り出産の場合も、できる限り訪問するよう努めています。県外の場合は、里帰り先の市町村へ依頼しています。	中芸広域連合保健福祉課
5	１か月児健康診査 乳児一般健康診査 （医療機関で個別）	生後１か月児と満１歳となる前日までに２回、医療機関で受診できます。乳児の健やかな成長を促し、病気等の早期発見に努めます。	中芸広域連合保健福祉課
6	乳児健康診査（集団）	４か月、６・７か月、10 か月、12 か月の乳児を対象に、集団健診を行っています。 身体測定、問診、医師による診察のほか、運動・栄養・歯科相談があり、乳児の健やかな成長と子育て支援に努めます。	中芸広域連合保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
7	１歳６か月・３歳児 健康診査（集団）	１歳７～８か月頃及び３歳４か月頃の幼児を対象に、集団健診を行っています。 身体測定・問診・医師による診察のほか、歯科健診や歯科・栄養・発達相談を行います。 また、３歳児健診では、聴覚・視覚検査も行います。 今後も引き続き、事業実施に努めます。	中芸広域連合 保健福祉課
8	産後ケア事業（新） 【※コラム参照】	母親の心身のケアと育児の支援を目的に、助産師等専門スタッフが、育児相談や授乳指導等を行います。 訪問型、通所型、宿泊型の内、通所型は中芸地区に委託機関がないため、中芸地区の現状に合わせて実施できるように検討しています。 産後ケア事業が適切に利用できるよう、専門職や委託先の確保に努めます。	中芸広域連合 保健福祉課
9	歯科指導	乳児健康診査や１歳６か月、３歳児健康診査の際に、歯科衛生士からの指導や相談を実施しています。 また、令和２年度より妊婦歯科健診を実施しています。 今後も引き続き、事業実施に努めます。	中芸広域連合 保健福祉課
10	妊婦等包括相談支援事業	新生児訪問や乳児訪問、妊婦との面接等の際に、育児や子どもの成長・発達、母の体調のこと等、随時相談に応じています。 気がかりや心配ごとを気軽に相談できる伴走型の育児支援に努めます。	中芸広域連合 保健福祉課

産後ケア事業　とは

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身ケアや育児のサポート等のきめ細やかな支援を実施する事業です。

対象：産後１年未満の産婦・乳児

利用回数上限：７回

本町では、中芸広域連合での広域実施を予定しています。

実施方法	内容
宿泊型	病院・助産所等の空ベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。（一夜の宿泊をもって一回とカウント）
通所型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
居宅訪問型	実施担当者（助産師、保健師、看護師等）が利用者の自宅に赴き実施。

No	事業名	事業概要	担当課
11	栄養士による栄養相談	乳幼児健康診査や１歳６か月、３歳児健康診査の際に集団（４か月健診のみ）及び個別にて子どもの食に関する相談に応じています。 また、離乳食や乳児食教室等の子育て教室においても、タイムリーに相談でき、心配ごとが解決できるよう努めます。	中芸広域連合 保健福祉課
12	休日当番・救急医療確保	休日当番医は、医師会の協力により実施されています。 また、令和４年８月より高知家の救急医療電話「#7119」の運用が開始されました。 これらの運営費は、市町村の負担金により賄われています。 今後も引き続き、医療機関と連携し、救急医療に対する需要に合わせ、休日夜間の救急医療体制の充実強化に努めます。	住民福祉課
13	こども家庭センターの設置（新）	「こども家庭センター」は、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うものです。 令和４年に改正された児童福祉法等により、令和６年４月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、中芸広域連合による広域実施に向け、検討を進めています。	中芸広域連合 保健福祉課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向性

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開します。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携強化に努めます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくり、学校教育を一層充実させるとともに、地域の教育力の向上を図っています。 子どもたちの見守り機能をさらに発揮するため、主体的に地域の子どもの育ちに関わっていただく必要があることから、より多く、より幅広い層の地域住民や団体等との連携を図ります。	教育委員会
2	教育センター事業の充実	いじめや不登校、問題行動の防止に向けた活動等、子どもたちにとっての「心の相談場所」としての機能も担い、学校及び関係機関との連携のもと、保護者も含めた相談体制の充実を図っています。 今後も引き続き、園児、児童・生徒の実態把握や情報及び意見交換を行うとともに、関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。	教育委員会
3	道徳教育の充実	地域や家庭との連携を通し、全教育課程を通じて「豊かな心の育成」に努め、自己有用感、自己存在感を高める取り組みを行っています。 引き続き、児童生徒が取り組んできたことについて、結果だけで評価するのではなく、その過程を認めることで自己肯定感を高めていく取り組みを進めます。	教育委員会
4	生徒指導の充実	子どもたちの理解に基づいて各々の存在感を高めることを目的に、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めています。 また、職場体験等を通じたキャリア教育の充実を図るとともに、学力だけでなく、生徒たちの高校卒業後の進路も踏まえた進路指導に取り組んでいます。 今後も引き続き、生徒指導の充実に努めます。	教育委員会

No	事業名	事業概要	担当課
５	家庭・地域力の向上	こども園・小学校・中学校の PTA 等と連携して、「子育て」「人権」等に関する講演会等を開催することで、各家庭での課題解決に向けた学習機会を提供し、家庭教育力の向上を図っています。	教育委員会
６	少年非行の防止	年２回、町内の教育関係機関・保健福祉関係機関で組織する自立支援運営協議会において、問題行動のある児童生徒や家庭環境に課題のある児童生徒等についての情報共有と対応検討を行っています。 「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、関係機関と連携し、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入り口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入り口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」といった３つの対策を中心に、非行少年の防止に向けた取り組みを推進します。	教育委員会 住民福祉課
７	専門人材・専門機関との連携強化	週１回、隔週で小学校と中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しており、支援会議等にも参加し、専門的な見地からの意見をいただいています。 引き続き、学校教育アドバイザー（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）や専門機関との連携強化に努めます。	教育委員会

4 子育てを支援する生活環境等の整備

施策の方向性

すべての子育て家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における各家庭の現状の把握に努め、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

また、各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援、環境整備等、側面的な支援の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	担当課
1	子どもを持つ家庭等への経済的支援	新生児の健やかな成長及び町民の定住できる環境を作り、活力あるまちづくりの推進を図ることを目的に、結婚・出産・育児から介護に至るまでの人生の節目に必要となる総合的な支援金給付を令和７年度から実施できるよう検討を進めています。	住民福祉課
2	福祉医療費助成事業	18 歳到達後最初の３月末までの児童を対象に、保険診療の範囲内で保険者負担額を除いた医療費の自己負担額を助成しています。 今後も、継続して事業を行うとともに、制度の内容や申請方法等を町広報誌やホームページを活用し、周知を図ります。	住民福祉課
3	公園及び遊園地整備	健康づくり、憩いの場、健康福祉の増進に資するため、町内４か所（二十三士公園、中央児童遊園、淌涛児童遊園、上ノ岡児童遊園）の公園及び児童遊園地の環境整備を行っています。 今後も引き続き、健康づくり、憩いの場、健康福祉の増進に資するための環境整備を図るとともに、各公園等に設置している遊具の定期点検と点検結果を踏まえた遊具の維持管理に努めます。 また、道の駅「田野駅屋」の再整備に併せ、各公園への投資を抑え、道の駅への拠点化についても検討を進めます。	住民福祉課 地域振興課

5 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向性

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発に努めます。

また、企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立のための雇用環境や就労条件を整備する取り組みを支援します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画意識の啓発	国、県、関係機関等と連携を図り、啓発ポスターの掲示や窓口に周知チラシ等を設置し、広報を行っています。 本町では、男女共同参画計画が令和７年４月に策定されることから、計画内容との整合性を図りながら実施します。	住民福祉課
2	仕事と子育ての両立の推進	保育を利用するにあたっての家庭負担を軽減するために、認定こども園への移行を機に手ぶら登園サービス（おむつのサブスク）【※コラム参照】を導入しました。 また、導入に合わせて、おむつの持ち帰りも廃止し、園で処分するようにしています。 今後も引き続き、仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの実施を検討し、働きやすい環境の提供に努めます。	教育委員会

手ぶら登園サービス　とは

認定こども園で紙おむつが使い放題になるサブスクです。

保護者は「紙おむつに名前を手書きして持参する」という手間がなくなり、保育士はおむつの個別管理の手間がなくなるという、保護者・保育士双方の課題を解決するサービスです。

※手ぶら登園サービスは、業者と保護者の直接契約により実施しており、サービス加入は任意となっています。

6 子ども等の安全の確保

施策の方向性

子どもや子育て家庭をはじめ、高齢者、障がいのある方を含めたすべての方を事故や災害、犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防災、防犯意識を高めるとともに、地域で子どもを見守る防犯体制の整備、交通事故対策等に地域と協力して取り組みます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	交通安全教室	警察署、交通安全指導員の協力のもと、交通ルールについての説明や校外にて歩行者としての交通ルールの学習、校庭にて実際に自転車を運転し、交通ルールの学習等を実施しています。 現状、小学１、２年生を対象として実施していますが、高学年児童への啓発、学習ができていないため、学校からの要請や必要に応じて学習の機会をつくります。	総務課
2	街頭啓発活動	春、秋、年末年始の交通安全週間、田野町交通安全の日（毎月15日）に事業所、議員、役場職員等の協力により、町内の主要な交差点にて街頭指導を実施しています。 今後も引き続き、交通安全に努めます。	総務課
3	安芸地区地域安全協会への支援	安芸地区管内各市町村で、全国交通安全運動の啓発、自転車マナーアップキャンペーン、高齢者訪問活動、交通安全啓発品の配布等を実施しています。 今後も引き続き、地域の実態に即した交通安全、防犯活動に努めます。	総務課
4	青少年育成町民会議の活動支援	非行・被害防止のため、小学生との集団下校や夏休み夜間パトロール等、子どもの防犯活動の実施や講演会等を実施しています。 今後も引き続き、非行・被害防止や防犯活動の充実を図ります。	住民福祉課 教育委員会
5	地域全体で子どもを見守る体制づくり	４月に小学校の新１年生を対象に、警察の協力及び地域の方々の参画のもと、下校指導を行っています。 また、地域学校協働本部を通じて、地域の方が学校現場に参画してくれていることから、町中で出会ったときは声かけをしてくれる体制となっています。 今後も、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導等の取り組みの充実を図ることで、子どもたちが多くの大人に見守られながら育つ環境づくりを推進します。	教育委員会

7 要保護児童等への対応等、きめ細やかな取り組みの推進

施策の方向性

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門性の高い相談や深刻な相談にも対応できる相談体制及び情報提供の充実を図ります。

また、障がいのある子どもとその家庭を地域社会全体で支援し、障がいのある子どもが社会の一員として、ライフステージを通して途切れることなく、必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を強化します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成（児童虐待防止対策・社会的養育）	行政や教育機関、警察署や児童相談所等関係機関により構成されており、代表者会、実務者会、個別ケース会を行うことで、要保護児童等について、関係部署・各機関との情報共有や連携を図っています。運営の中核となる調整機関として、中芸広域連合保健福祉課を指定しています。 今後も引き続き、関係機関との適切な連携により、虐待等の早期発見・早期対応を行います。	住民福祉課 中芸広域連合保健福祉課
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭へのパンフレットを役場庁舎内に設置し、離婚届の提出時や該当者の転入時に配布し、児童扶養手当等の手続き案内を行っています。 今後も、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を行います。	住民福祉課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	18 歳到達後最初の３月末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、保険診療の範囲内で保険者負担額を除いた医療費の自己負担額を助成しています。 今後も継続して事業を行うとともに、制度の内容や申請方法について広報誌や町ホームページを活用し、周知を図ります。	住民福祉課
4	障がいがある子どもへの支援の充実	障がいのある子ども、または障がいが疑われる子どもが、その子に合った支援が受けられるよう、個別指導や関係機関との連携に努めます。	住民福祉課 中芸広域連合保健福祉課
5	子育て中の外国人家庭への支援の充実	国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚である等、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。 外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。	住民福祉課 教育委員会
6	虐待の予防と早期発見への取り組みの強化	関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行います。	住民福祉課

8 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下等を背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、子どもが健やかに育つことができる環境整備を推進します。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困の解消に対する支援を推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	学びや遊びの場づくり【再掲】	地域資源を活用し、放課後や長期休暇等に多様な活動・経験ができる場を提供します。	教育委員会
2	専門人材・専門機関との連携強化【再掲】	週１回、隔週で小学校と中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しており、支援会議等にも参加し、専門的な見地からの意見をいただいています。 引き続き、学校教育アドバイザー（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）や専門機関との連携強化に努めます。	教育委員会
3	少年非行の防止【再掲】	年２回、町内の教育関係機関・保健福祉関係機関で組織する自立支援運営協議会において、問題行動のある児童生徒や家庭環境に課題のある児童生徒等についての情報共有と対応検討を行っています。 「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、関係機関と連携し、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入り口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入り口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」といった３つの対策を中心に、非行少年の防止に向けた取り組みを推進します。	教育委員会 住民福祉課
4	生活困窮者自立支援事業の推進	生活困窮者に対するセーフティネットを地域に構築する事業であり、現在、中芸地域では奈半利町社会福祉協議会に相談支援員を設置し、相談活動を行っています。 田野町社会福祉協議会は相談の窓口となっており、奈半利町社会福祉協議会（東部生活支援相談センター）と連携を図っています。 訪問相談を含め、生活保護に至る前の段階から早期支援対策の充実を図ります。	田野町社会福祉協議会

No	事業名	事業概要	担当課
５	生活福祉資金貸付事業の推進（新）	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。通常の生活福祉資金貸付制度による事業に加え、令和元年度から令和４年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響で減収をした世帯を対象に特例貸付を実施しました。その中で子育て家庭からの相談があり、保健師等、関係機関との連携によってスムーズな支援体制につながっています。 特例貸付の申請は終了しましたが、引き続き、事業利用の相談を受け付けるとともに、必要に応じて事業の紹介をする等、子育て家庭が安定した生活を送ることができるよう努めます。	田野町社会福祉協議会

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１ 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法（第61条第２項）」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、第２期計画と同様に、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町１地区と設定します。

２ 子どもの人口の見通しについて

計画期間における０～11歳の子どもの人口は、過去５年（令和２年～令和６年、各年４月１日現在）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数、小学校児童数は横ばいで推移する見込みとなっています。

※コーホート変化率法…各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指します。

●子どもの人口推計●

	実績値	推計値				
	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
0～11 歳（人）	187	190	190	191	189	188
0歳（人）	15	13	13	13	13	13
1歳（人）	11	15	13	13	13	13
2歳（人）	14	12	16	14	14	14
3歳（人）	14	15	13	17	15	15
4歳（人）	18	15	16	14	18	16
5歳（人）	15	18	15	16	14	18
6歳（人）	16	15	18	15	16	14
7歳（人）	17	16	15	18	15	16
8歳（人）	18	17	16	15	18	15
9歳（人）	16	19	18	17	16	19
10 歳（人）	18	17	20	19	18	17
11 歳（人）	15	18	17	20	19	18

出典：実績値は住民基本台帳、推計値はコーホート変化率法による推計値

●子どもの人口推計●

	実績値	推計値				
	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
就学前児童（人）	87	88	86	87	87	89
0歳（人）	15	13	13	13	13	13
1・2歳（人）	25	27	29	27	27	27
3～5歳（人）	47	48	44	47	47	49
小学生（人）	100	102	104	104	102	99
低学年（人）（1～3年生）	51	48	49	48	49	45
高学年（人）（4～6年生）	49	54	55	56	53	54

●就学前児童数の推計●

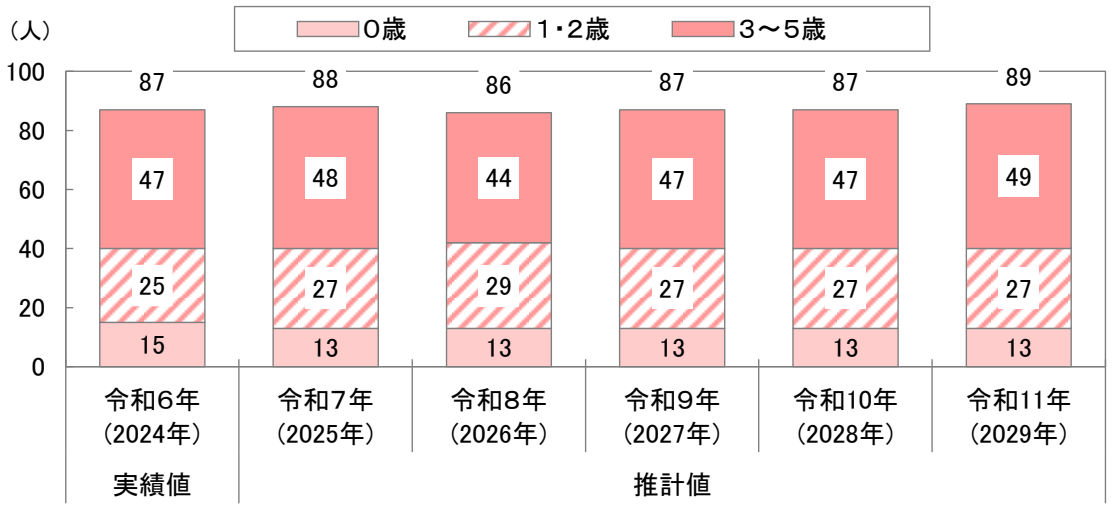

●小学生児童数の推計●

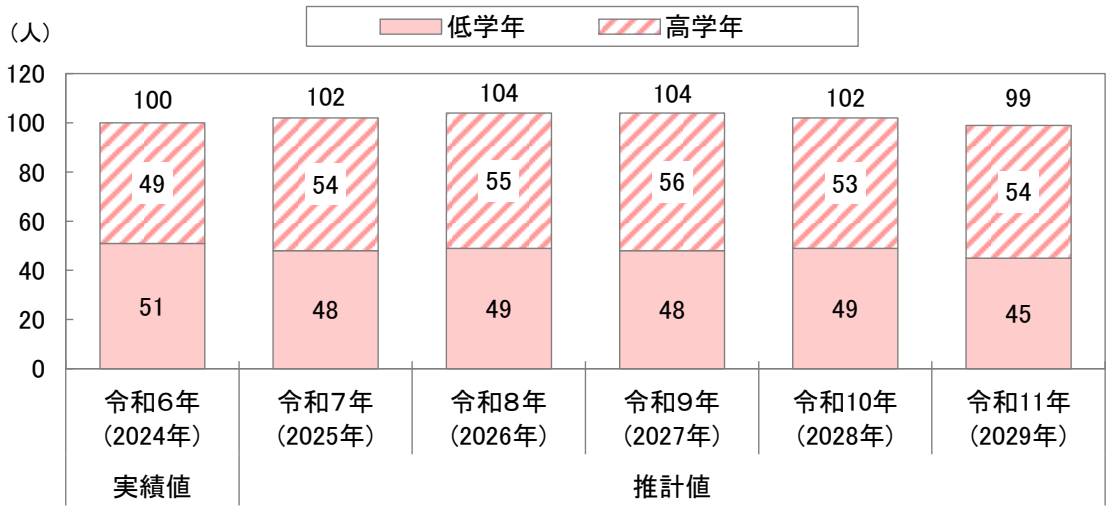

出典：実績値は住民基本台帳、推計値はコーホート変化率法による推計値

3 教育・保育事業の推進

（1）認定こども園の現状

本町では、幼保連携型認定こども園（1園）で教育・保育事業を実施しています。

種類	幼保連携型認定こども園
名称	認定こども園田野っ子
所在地	高知県安芸郡田野町 1594 番地
電話番号	0887-32-1151
対象者	教育認定：満3歳～小学校就学前の子ども 保育認定：保育を必要とする0歳6か月～小学校就学前の子ども
利用定員	135 人
取り扱う保育事業	一時預かり事業（幼稚園型・余裕活用型）

（2）量の見込みと確保方策

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
田野幼稚園（人）	53	50			
3歳児（人）	14	16			
4歳児（人）	22	14			
5歳児（人）	17	20			
田野保育所（人）	32	31			
0歳児（人）	11	7			
1歳児（人）	10	15			
2歳児（人）	11	9			
認定こども園田野っ子（人）			81	79	79
3号（0歳）（人）			7	7	6
3号（1歳）（人）			8	12	11
3号（2歳）（人）			18	11	14
2号（3歳以上）（人）			38	44	45
1号（3歳以上）（人）			10	5	3

※実績は各年3月末現在（令和6年度は令和6年 11 月末現在）。以下同様。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	83	82	82	82	84
3号（0歳）（人）	11	11	11	11	11
3号（1歳）（人）	13	11	11	11	11
3号（2歳）（人）	12	16	14	14	14
2号（3歳以上）（人）	42	39	41	41	43
1号（3歳以上）（人）	5	5	5	5	5
②確保方策（人）	135	135	135	135	135
特定教育・保育施設（認定こども園）（人）	135	135	135	135	135
②-①	52	53	53	53	51
③推計人口（0～5歳）（人）	88	86	87	87	89
保育利用率（①÷③）	94.3%	95.3%	94.3%	94.3%	94.4%

●提供体制の確保方策●

- 量の見込みに対し、現在の提供体制で十分確保できる見通しとなっています。
- 令和４年度に認定こども園に移行し、施設の定員数は 135 人（教育認定 15 人、保育認定 120 人）となっています。
- 児童の人口推計は横ばい傾向であり、現在の提供体制で確保できる見込みです。
- 特にニーズの高い３号認定（０歳児）の途中入所の提供体制の確保に配慮しつつ、今後も適正な人員配置を実施しながら、柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の推進

（1）延長保育事業

短時間保育認定を受けた子どもについて、８時間を超えて保育を必要とする場合、開所時間内での延長保育に対応します。

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	6	3	5	2	6
0歳児(人)	0	1	0	0	1
1歳児(人)	1	1	0	0	0
2歳児(人)	5	1	2	0	0
3歳児(人)	0	0	0	0	3
4歳児(人)	0	0	2	1	0
5歳児(人)	0	0	1	1	2

※令和3年度までは保育所、令和4年度からは認定こども園での実績

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	3	3	3	3	3
0歳児(人)	0	1	0	1	0
1歳児(人)	1	0	1	0	1
2歳児(人)	0	1	0	1	0
3歳児(人)	0	0	1	0	1
4歳児(人)	0	1	0	1	0
5歳児(人)	2	0	1	0	1
②確保方策(人)	3	3	3	3	3
実人数(人)	3	3	3	3	3
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

- 延長保育については、令和６年度現在、保育短時間認定（８時間）の子どもについて、認定こども園で実施しています。※保育標準時間認定（11 時間）の子どもについては実施していません。
- 今後の見込み量に対する提供体制は確保できる見込みです。

（２）一時預かり事業

■幼稚園型

認定こども園の在園児を対象とした一時預かりについては、認定こども園の１号認定児を対象として、育児をしている保護者の勤務形態、病気、介護、妊娠、出産等、様々な理由により家庭での保育が困難な場合に限り、特別保育を実施しています。

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人日／年）	8,874	7,810	150	156	0

※令和3年度までは幼稚園、令和4年度からは認定こども園での実績

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日／年）	108	108	108	108	108
1号認定（人日／年）	108	108	108	108	108
2号認定（人日／年）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日／年）	108	108	108	108	108
延べ人数（人日／年）	108	108	108	108	108
施設数（か所）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・預かり保育（幼稚園型）については、令和６年度現在、認定こども園で実施しています。
・引き続き、保護者のニーズを把握しながら、体制の整備を図ります。

■余裕活用型

認定こども園未入所の満１歳から３歳未満の低年齢児を対象とした一時預かりについて、入所定員に余裕がある場合のみ受け入れを行う、余裕活用型の一時預かりを認定こども園にて実施しています。

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人日／年）	24	21	0	1	0

※令和3年度までは保育所、令和4年度からは認定こども園での実績

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日／年）	1	1	1	1	1
②確保方策（人日／年）	1	1	1	1	1
延人数（人日）	1	1	1	1	1
施設数（か所）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

- 就学前児童の一時預かり（余裕活用型）については、令和６年度現在、認定こども園で実施しています。
- 引き続き、保護者のニーズを把握しながら、体制の整備を図ります。

（３）病児・病後児保育事業

保育所等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設で預かり、保育を行う事業ですが、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日／年）			0	0	0	0	0
②確保方策（人日／年）			0	0	0	0	0
病児保育事業（人日／年）			0	0	0	0	0
	病児・病後児対応型	延べ人数（人日／年）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	延べ人数（人日／年）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	非施設型（訪問型）	延べ人数（人日／年）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
ファミサポ（病児・緊急対応）（人日／年）			0	0	0	0	0
②－①			0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・病児、病後児保育事業については、令和６年度現在実施に至っていませんが、引き続き、保護者のニーズを把握しながら、検討していきます。

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業となりますが、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・本町では現在実施しておらず、今後も実施予定がありませんが、随時検討していきます。

（５）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において一定期間養育・保護を行う事業となります。

また、トワイライトステイとは、保護者が、仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の療育が困難となった場合等、緊急の場合に児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業となります。

いずれも本町では実施しておりません。

●量の見込み●

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）		0	0	0	0	0
②確保方策	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・本町では現在実施しておらず、今後も実施予定がありませんが、必要に応じて随時対応していきます。

（６）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、中芸広域連合の「遊分舎」と幼保連携型認定こども園田野っ子の２か所において実施しています。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人回）	113	119	113	113	113
②確保方策（か所）	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業（か所）	0	0	0	0	0
その他	2	2	2	2	2

●提供体制の確保方策●

・今後の見込み量に対する提供体制は十分確保できる見込みとなっています。

（７）放課後児童健全育成事業

本町では放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は実施していませんが、小学校に通う留守番家庭児童を対象とした放課後の居場所を確保するため、田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」を月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、空き教室等で実施をしています。教室では地域サポーターの協力をいただき、自主学習や室内遊び、校庭での遊びの見守りを行っています。

●提供体制の確保方策●

・本町では「放課後児童クラブ」を実施していないため、引き続き、放課後子ども教室「田野っ子広場」においてニーズに対応していきます。

（８）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業です。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型（令和５年度まで母子保健型）があり、令和７年度から新たに「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されました。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
利用者支援事業（か所）	0	1	1	1	1
基本型（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（か所）	0	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型（か所）	0	0	0	0	0
その他（か所）	1	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

- 中芸広域連合と構成町村による「母子保健」と「児童福祉」の一体的な相談支援体制を整備するため、中芸広域連合版「こども家庭センター」（１か所）の設置を検討します。
- こども家庭センター型の実施は令和８年度からを予定しており、「こども家庭センター」の設置まではこれまでの提供体制を維持します。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

４か月未満の乳児のいるすべての家庭へ保健師等が個別に訪問を行っています。新生児期には「相談支援事業所ぷらううらんど」と一緒に同伴訪問を行い、早期からの相談体制の充実や子育て支援を行っています。

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	21	10	10	12	17

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	13	13	13	13	13

●提供体制の確保方策●

・量の見込みに対し、既存の体制で対応できる見込みとなっています。引き続き、ニーズに応えることができるよう体制を整えていきます。

（10）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問し、保護者の育児援助や相談支援を行っています。

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	0	0	0	0	0

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・令和２年度から令和６年度まで、対象家庭がいなかったことから、実績は０件となっています。
・第３期計画の量の見込みも０件としていますが、随時対応していきます。

（11）妊婦健診

妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査として、妊娠週数に応じた問診や診察等による健康状態の把握と、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業となっています。

妊娠届書に基づいて妊婦に対して母子健康手帳と一緒に 14 回分の妊婦健康診査受診票を送付し、県内の妊婦健診受託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。（里帰り妊婦には償還払いで対応）

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人回）	154	130	107	173	170

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人回）	182	182	182	182	182

●提供体制の確保方策●

- 妊婦１人14回分の妊婦健康診査に対して、受診率が100%となるように見込みます。
- 量の見込みに対し、既存の体制で確保できる見込みとなっており、引き続き、すべての妊婦が健診を受けられる体制を整備します。

（12）実費徴収に係る補助給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町では実施しておりません。

●提供体制の確保方策●

- 事業の導入については、国や県及び近隣の市町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。本町では実施しておりません。

●提供体制の確保方策●

関係機関等との連携を図り、ニーズを把握しながら検討していきます。

（14）妊婦等包括相談支援事業（新）

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産や育児等の見通しを立てるための面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

●量の見込み●

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（回）		33	33	33	33	33
②確保方策	こども家庭センター（回）	0	33	33	33	33
	その他（業務委託等）（回）	33	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・中芸広域連合に「こども家庭センター」の設置を検討しており、令和８年度より「こども家庭センター」において実施できるよう検討します。

（15）乳児等通園支援事業（新）

保育所等の施設において、満３歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児、幼児、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。現在、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	2	3	3	3	3
0歳児（人）	1	1	1	1	1
1歳児（人）	1	1	1	1	1
2歳児（人）	0	1	1	1	1
②確保方策（人）	0	0	0	0	0
0歳児（人）	0	0	0	0	0
1歳児（人）	0	0	0	0	0
2歳児（人）	0	0	0	0	0
②－①	▲2	▲3	▲3	▲3	▲3

※量の見込み及び確保方策については、1月あたりの利用上限（人数）。

●提供体制の確保方策●

- 国の示した計算式によりニーズ量を算出すると、２人から３人の利用が見込まれますが、通常保育にて受け入れができる体制を整備することでニーズに対応していきます。
- 令和８年度より全国実施が予定されている事業のため、現在、本町では実施を予定していませんが、今後国の動向に応じて実施の必要性について検討します。

（16）産後ケア事業（新）

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を実施する事業です。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	11	11	11	11	11
②確保方策（人日）	11	11	11	11	11
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

- 本町では、中芸広域連合での広域実施を予定しています。
- 訪問型、通所型、宿泊型の内、通所型は中芸地区に委託機関がないため、中芸地区の現状に合わせて実施できるように検討しています。
- 産後ケア事業が適切に利用できるよう、専門職や委託先の確保に努めます。

（17）子育て世帯訪問支援事業（新）

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。現在、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

- 新規事業となるため第３期計画の量の見込みは現時点で０人日としていますが、必要に応じ、随時対応していきます。

（18）児童育成支援拠点事業（新）

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とのその家庭が抱える多様な課題に応じて、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。現在、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	0	0	0	0	0
②確保方策（人）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・新規事業となるため第３期計画の量の見込みは現時点で０人としていますが、必要に応じ、随時対応していきます。

（19）親子関係形成支援事業（新）

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、その他の必要な支援を行う事業です。現在、本町では実施しておりません。

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	0	0	0	0	0
②確保方策（人）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

●提供体制の確保方策●

・新規事業となるため第３期計画の量の見込みは現時点で０人としていますが、必要に応じ、随時対応していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

6 放課後児童対策の推進

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・活動等を行う事業（田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」）を実施しています。

今後も小学生の放課後の居場所として田野町放課後子ども教室「田野っ子広場」の実施を継続していきます。

（１）放課後子ども教室「田野っ子広場」

●実績●

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人日）	85	52	99	96	94
1年生（人日）	19	10	19	14	14
2年生（人日）	15	14	17	19	16
3年生（人日）	18	7	19	17	19
4年生（人日）	13	7	14	19	16
5年生（人日）	12	8	19	12	18
6年生（人日）	8	6	11	15	11

●量の見込み●

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	95	97	97	95	92
1年生（人日）	13	16	13	14	12
2年生（人日）	15	14	17	14	15
3年生（人日）	18	17	16	19	16
4年生（人日）	19	18	17	16	19
5年生（人日）	17	20	19	18	17
6年生（人日）	13	12	15	14	13
②確保方策（人日）	95	97	97	95	92
登録児童数（人）	95	97	97	95	92
施設数（か所）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

（２）小学校の余裕教室等の活動について

余裕教室等の使用計画や活用状況等について、住民福祉課と教育委員会が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等について検討を行っていきます。

（３）特別な配慮を必要とする児童への対応について

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めていきます。

（４）開所時間の延長に係る取り組みの検討

ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行っていきます。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、町民のニーズを最優先に鑑みて、各施設の老朽化や耐震化、津波対策の必要性等の課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいます。

特に幼児期のうち、概ね満３歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子ども達に質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、「幼保連携型認定こども園」で教育・保育の一体的な運営のさらなる推進を図ります。

（１）認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。本町では令和４年に幼稚園と保育園を高台へ移転・統合し、１か所設置しています。

今後も身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、認定こども園の普及に努めます。

（２）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

（３）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、適切な指導及び助言等を行っていきます。

（４）認定こども園と小学校等との連携

意見交換会や合同研修会、授業参観等を通じて相互理解を深めるとともに、子ども同士の行事等での交流も進め、認定こども園と小学校の連携・協力を積極的に推進します。

（５）教育・保育の質の向上

各種研修会等に積極的に参加し、教育・保育の充実と職員のさらなる資質向上に努めていきます。

第６章　計画の推進

１ 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映していきます。

２ 計画の周知

社会全体で子育て支援に取り組んでいくという本計画の理解と協力を、保護者をはじめ広く地域住民の方々から得るため、町ホームページや「広報たの」等を活用し、取り組みや事業内容の周知に努めていきます。

また、子ども自身の主体的な参画を得るためにも、認定こども園や、学校等の関係機関と連携して計画の周知に努めていきます。

３ 進捗状況の管理

本計画（Plan）が実効のあるものにするためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。

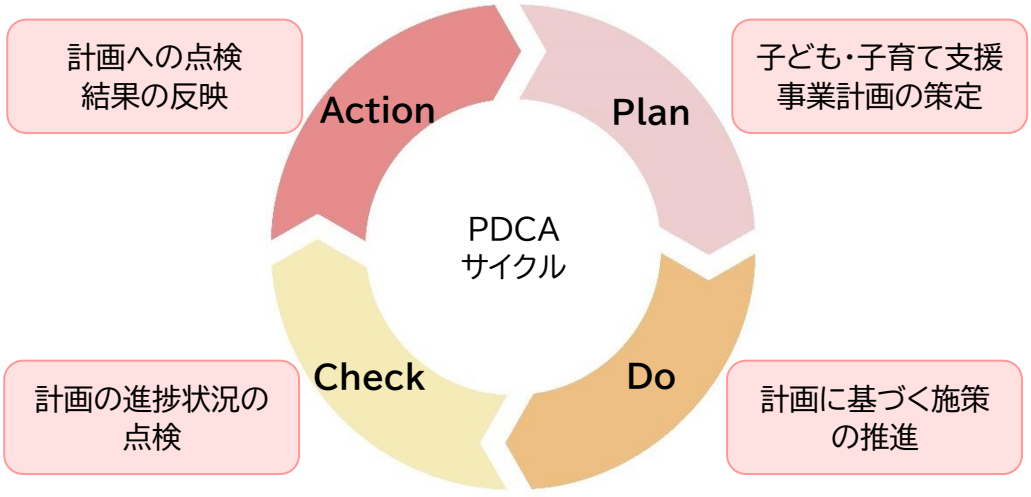

資料編

1 田野町子育て支援に関するアンケート調査結果

本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■就学前児童の保護者

対象者	令和６年１月１日現在、町内に在住する就学前児童（０～５歳）の保護者 ※同一世帯にきょうだいがいる場合は年少者を抽出
実施期間	令和６年２月９日～令和６年３月１日
実施方法	認定こども園を通じての配付回収、郵送による配付回収

■小学生の保護者

対象者	令和６年１月１日現在、町内に在住する小学１年生から５年生の保護者 ※同一世帯にきょうだいがいる場合は年少者を抽出
実施期間	令和６年２月９日～令和６年３月１日
実施方法	小学校を通じての配付回収

調査対象	標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	72 件	50 件	69.4%
小学生の保護者	37 件	28 件	75.7%

※調査結果について

1．回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第２位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%を前後することがあります。

2．複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。なお、複数回答を求める質問についての図表上の表記は、以下のとおりです。

「MA%」（Multiple　Answer）
＝回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

「3LA%」（3 Limited Answer）
＝回答選択肢の中からあてはまるものを３つ以内で選択する場合

「5LA%」（5 Limited Answer）
＝回答選択肢の中からあてはまるものを５つ以内で選択する場合

3．調査結果は、就学前児童の保護者調査を「就学前」、小学生の保護者調査を「小学生」と記載しています。

4．無回答（不明）はグラフ・表から除いている場合があります。

（１）子どもの育ちをめぐる環境について

①子育て（教育を含む）の主体者

Q　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。あて名のお子さんからみた関係をご記入ください。（あてはまる番号１つに○）
【就学前：問７、小学生：問７】

【図　子育ての主体者】

＜就学前＞

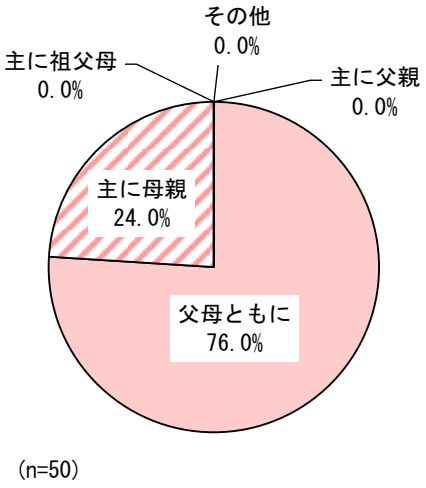

(n=50)

＜小学生＞

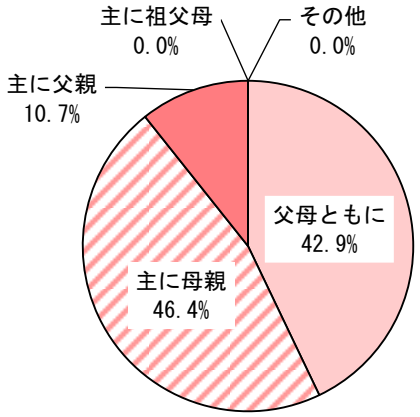

(n=28)

②子どもを見てもらえる親族・知人の有無

Q　日頃、あて名のお子さんを見てもらえる親族・知人はいらっしゃいますか。
（あてはまる番号すべてに○）【就学前：問８、小学生：問９】

【図　お子さんを見てもらえる親族・知人】

＜就学前＞

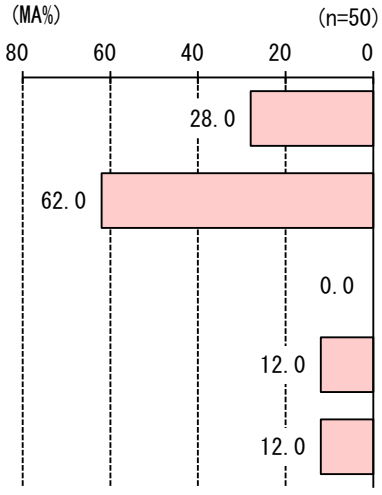

日常的に祖父母等の親族に見てもらえる

緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる

日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる

いずれもいない

＜小学生＞

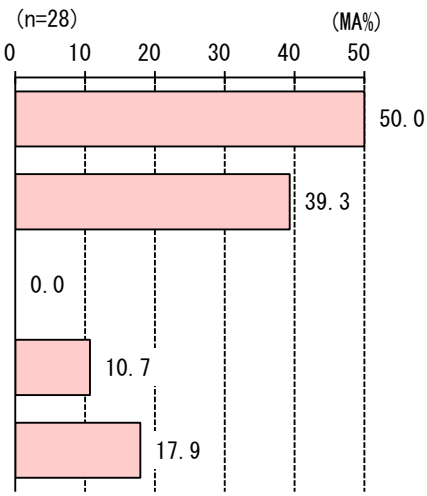

③子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所

Q　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる先（人・場所など）はありますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問９、小学生：問 10】
「いる／ある」に○をつけた方のみ
Q　あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関する相談先をご記入ください。（あてはまる番号すべてに○）【就学前：問９－１、小学生：問 10－１】

【図　子育ての相談先】

＜就学前＞

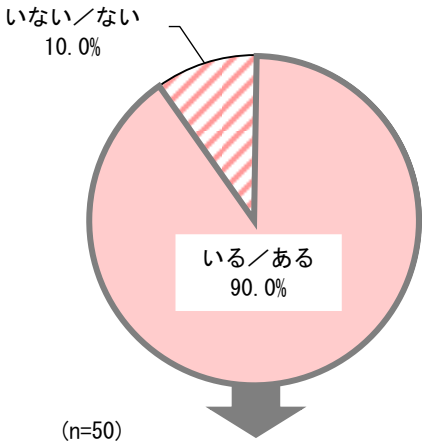

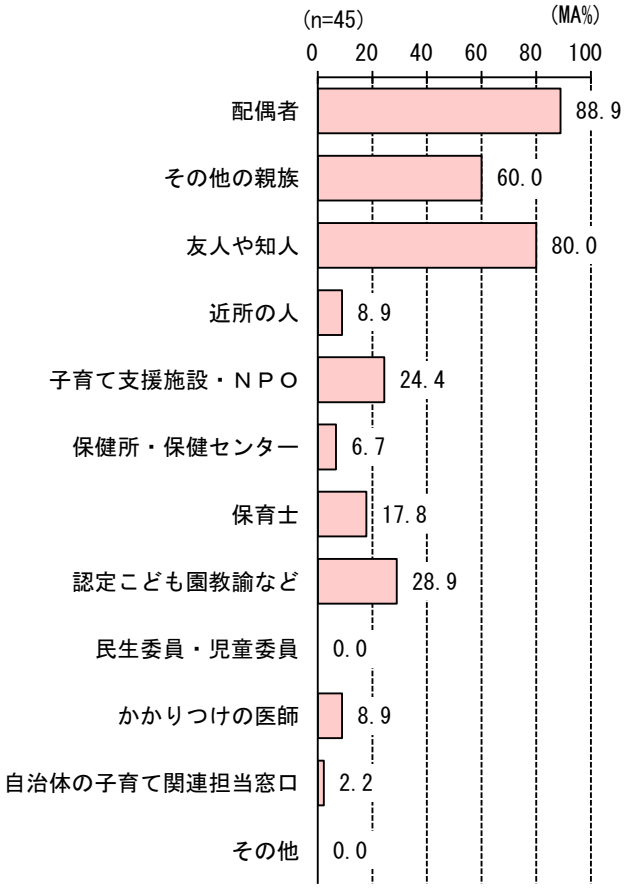

＜小学生＞

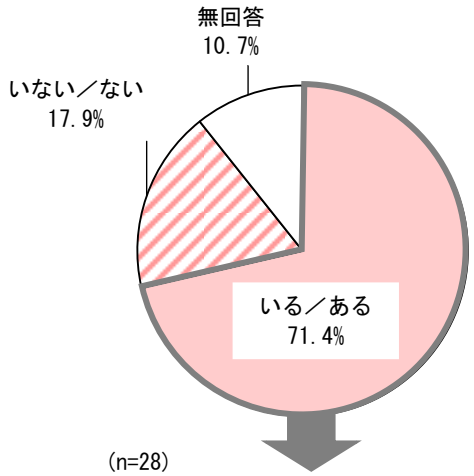

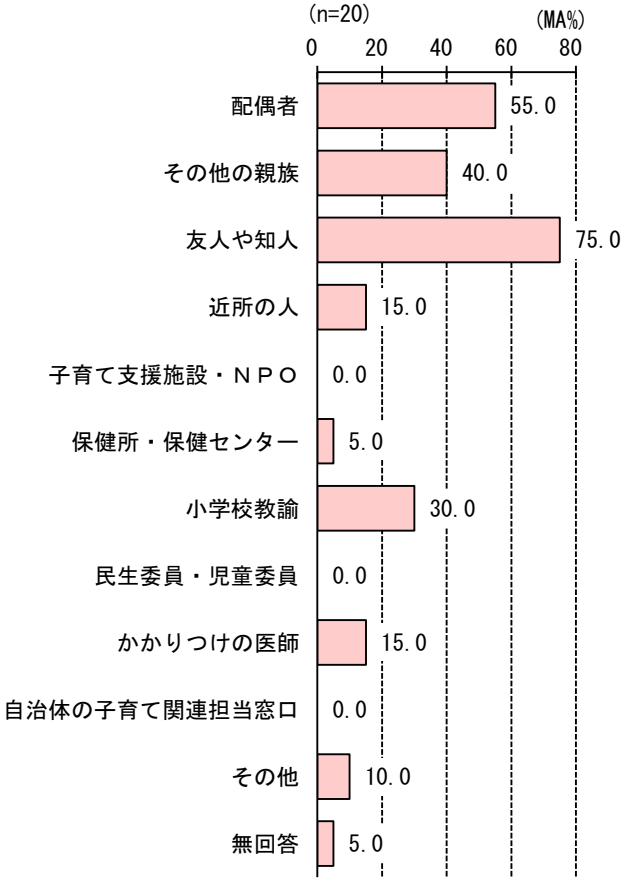

（２）保護者の就労状況について

①父母の就労状況

Ｑ　現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）をご記入ください。
（それぞれ、あてはまる番号１つに○）【就学前：問 10、小学生：問 11】

【図　父母の就労状況（就学前）】

＜母親＞

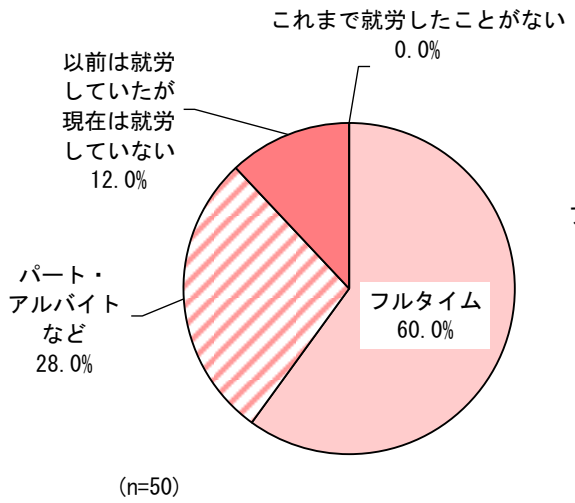

(n=50)

＜父親＞

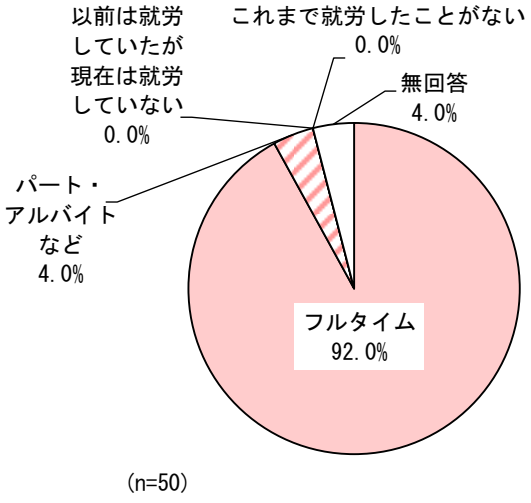

(n=50)

【図　父母の就労状況（小学生）】

＜母親＞

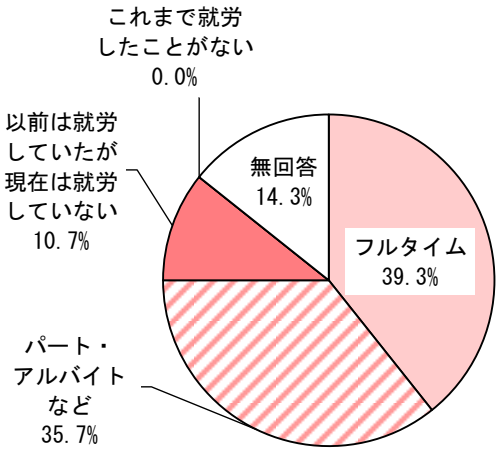

(n=28)

＜父親＞

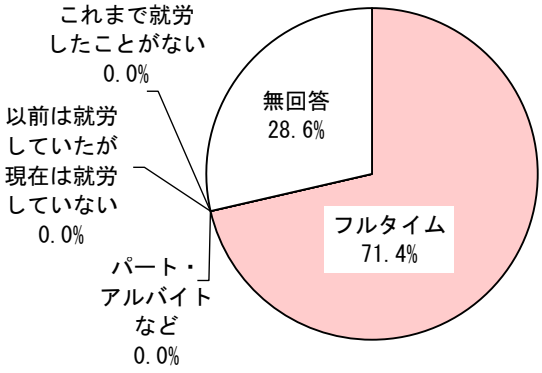

(n=28)

②育児休業の取得状況

Q　あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。（それぞれ、あてはまる番号１つに○）【就学前：問 12】

「取得しなかった」に○をつけた方のみ

Q　あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しなかった理由を、以下の選択肢からご記入ください。（それぞれ、あてはまる番号すべてを記入）【就学前：問 14】

【図　育児休業の取得状況／取得しなかった理由】

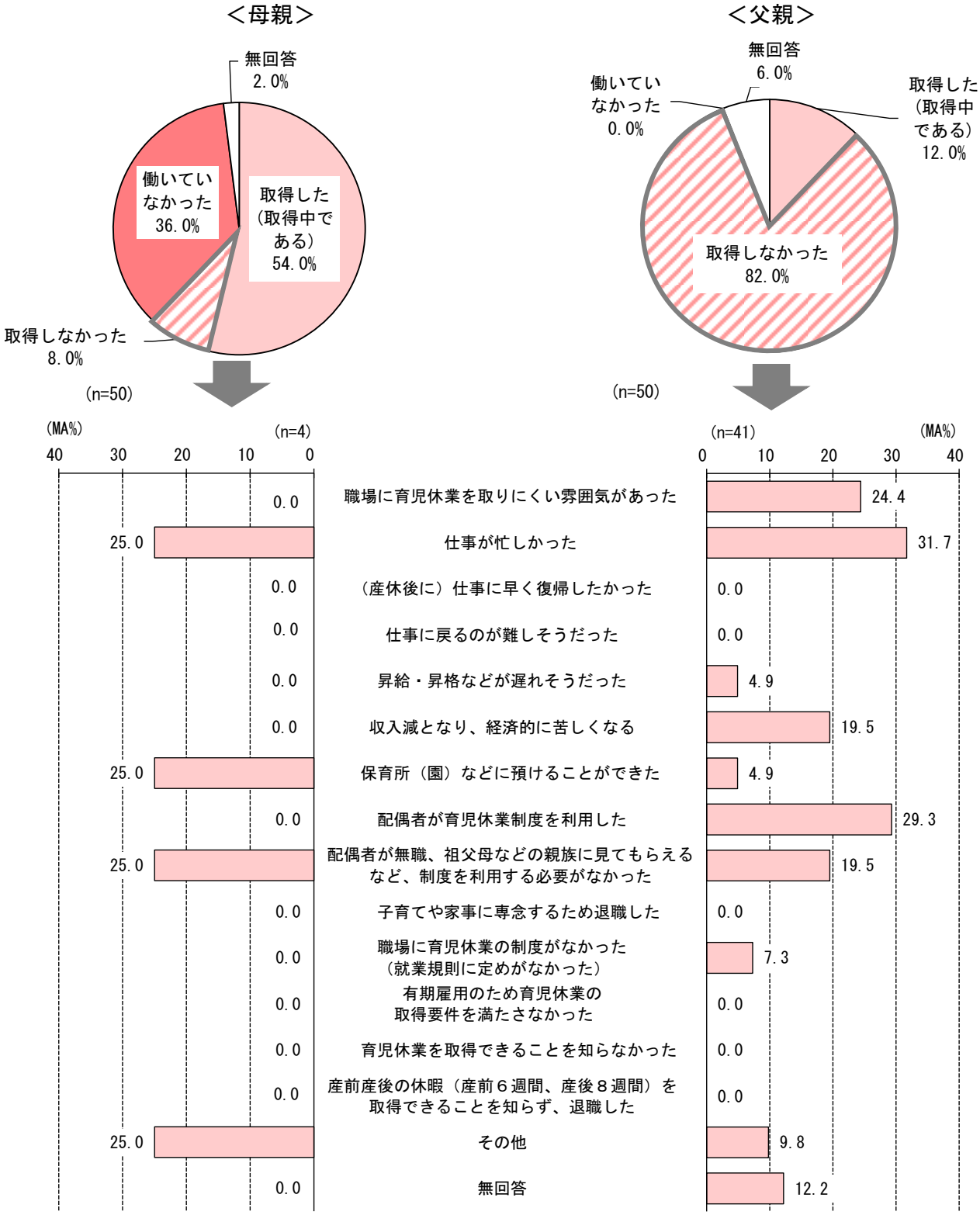

③ワークライフバランス

現在就労している方のみ

Q　あなたは、子どもと一緒の時間や親の介護、自分のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がはかられている）と思いますか。（あてはまる番号１つに○）【小学生：問 13】

Q　仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要と思われることは何ですか。（あてはまる番号１つに○）【小学生：問 14】

【図　ワークライフバランスの状況】

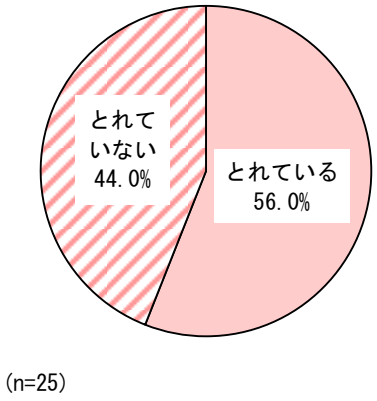

【図　仕事と子育ての両立のため職場で必要なこと】

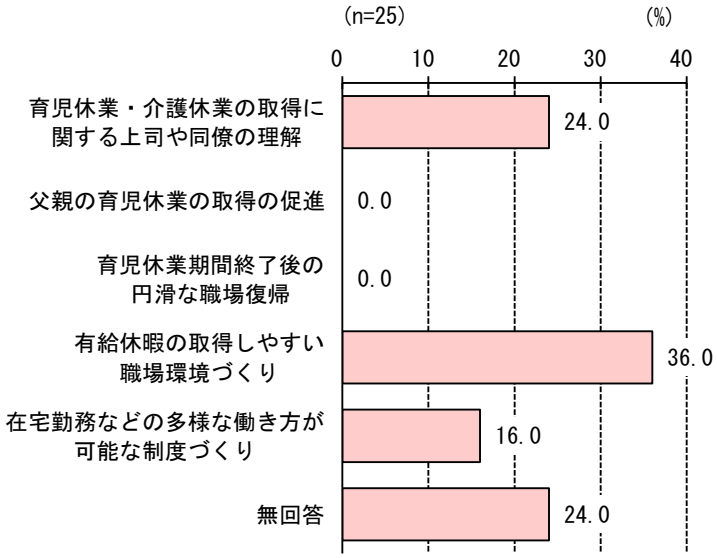

（３）地域子育て支援拠点事業について

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

Q　あて名のお子さんは、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前：問 27】

【図　地域子育て支援拠点事業の利用状況】

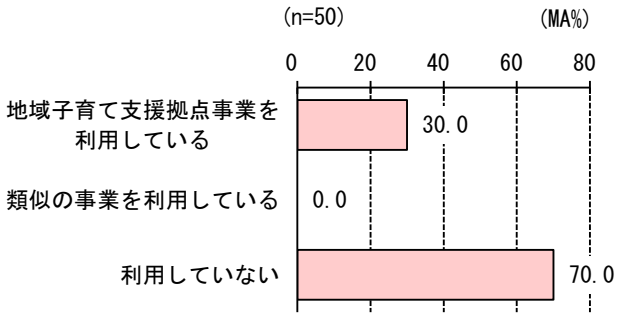

②地域子育て支援拠点事業の利用希望

Q　地域子育て支援拠点事業や類似の事業について、今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 28】

【図　地域子育て支援拠点事業の利用希望】

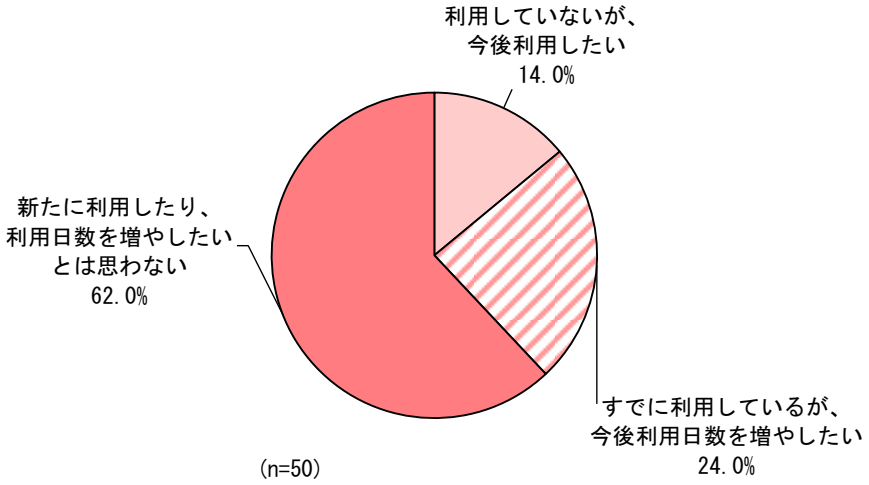

（４）放課後の過ごし方について

①小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

Q　あて名のお子さんについて、（１）小学校低学年（１～３年生）、（２）小学校高学年（４～６年生）の時に、①放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所と、②利用したい日数（週あたり）をすべてご記入ください。【就学前：問 29】

【図　放課後の過ごし方】

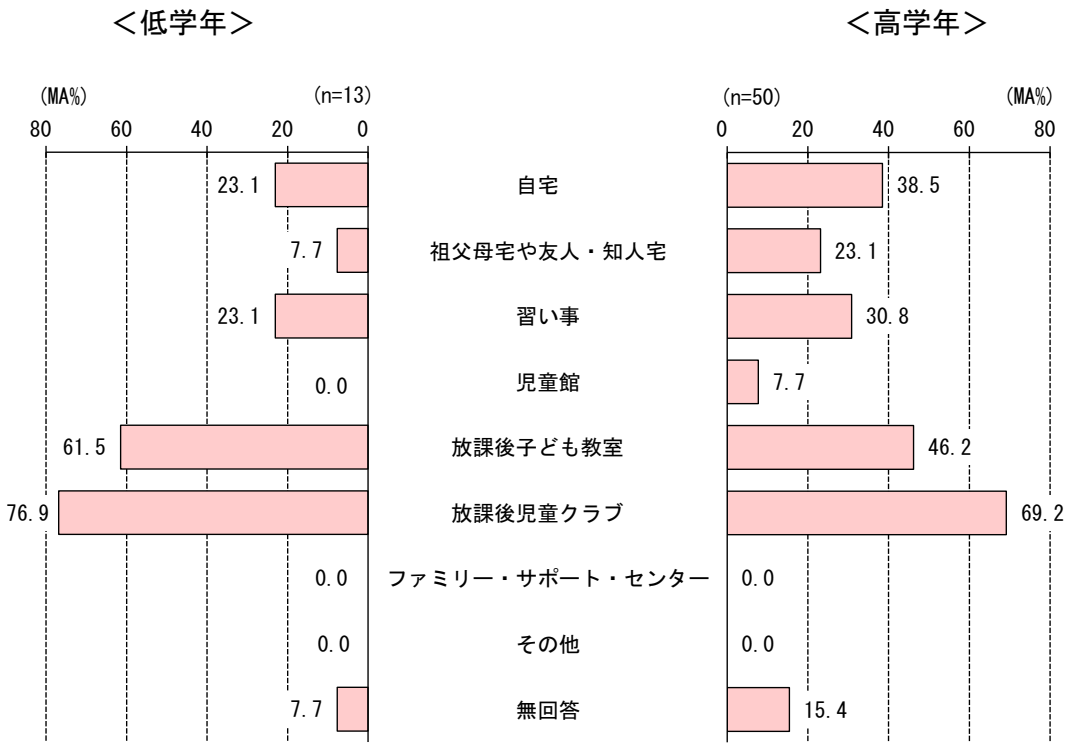

②放課後児童クラブの利用希望（土曜日、日曜日・祝日）

「放課後児童クラブ」に○をつけた方のみ

Q　あて名のお子さんについて、（１）土曜日、（２）日曜日・祝日に、放課後児童クラブを利用したいですか。（それぞれ、あてはまる番号１つに○）【就学前：問 30】

【図　放課後児童クラブの利用希望（土曜日、日曜日・祝日）】

＜土曜日＞

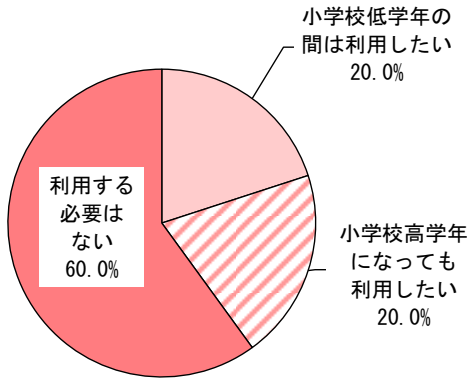

(n=10)

＜日曜日・祝日＞

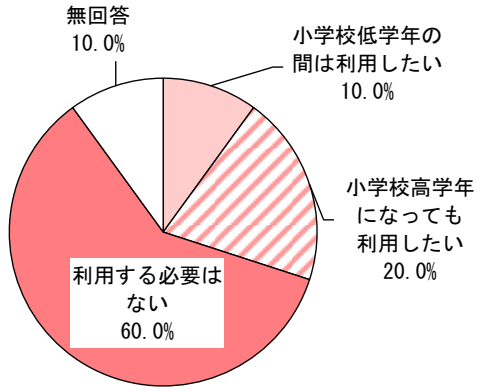

(n=10)

③放課後児童クラブの利用希望（長期休暇）

Q　あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に、放課後児童クラブを利用したいですか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 31】

【図　放課後児童クラブの利用希望（長期休暇）】

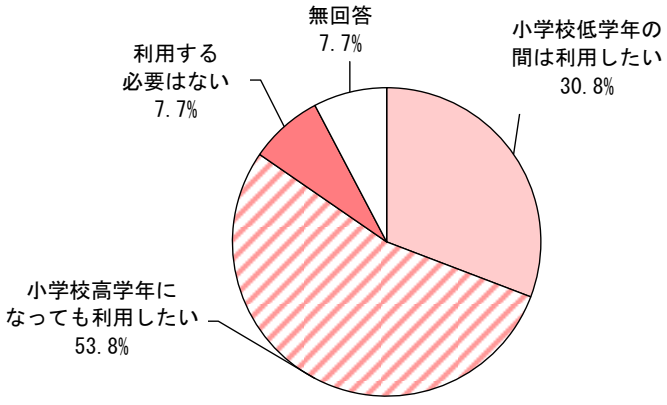

(n=13)

④放課後子ども教室の利用

Q　現在、放課後子ども教室を利用していますか。（あてはまる番号１つに○）【小学生：問 20】

Q　あて名のお子さんについて、今後、放課後児童クラブを利用したいですか。（あてはまる番号１つに○）【小学生：問 21】

【図　放課後子ども教室の利用の有無】

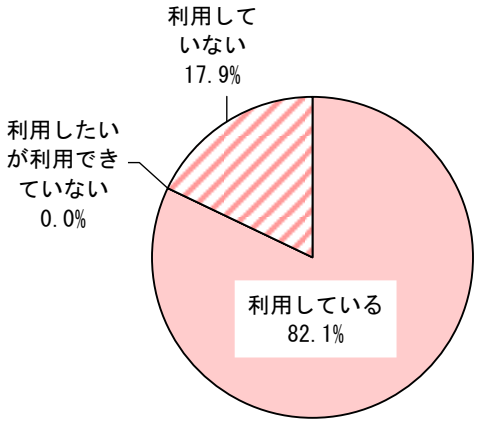

(n=28)

【図　放課後児童クラブの利用希望】

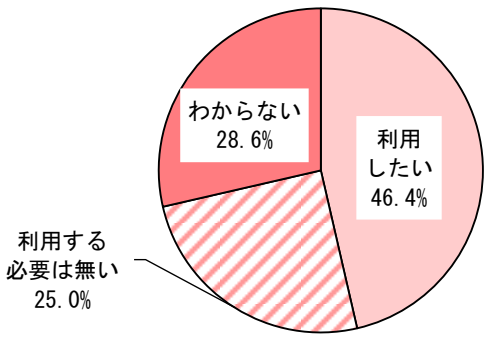

(n=28)

⑤希望の放課後の過ごし方

Q　お子さんの放課後の過ごし方として、最も望むものはなんですか。（あてはまる番号１つに○）【小学生：問 22】

【図　放課後の過ごし方の希望】

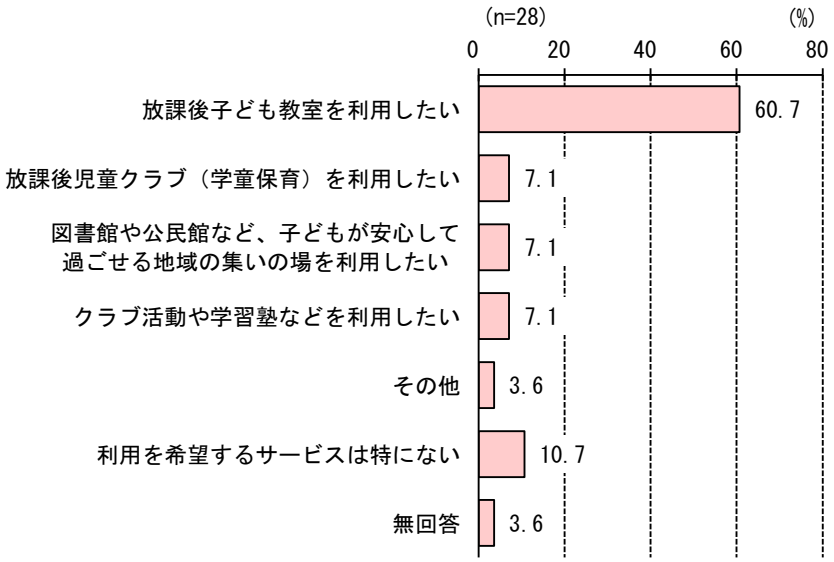

（５）子どもの発育・発達について

①発育・発達面で気になること

Ｑ　あて名のお子さんについて、発育・発達面で気になることはありますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 32】
「ある」に○をつけた方のみ
Ｑ　お子さんの発育・発達面が気になった時、どのように行動しましたか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前：問 32-２】

【図　発育・発達面で気になることの有無】

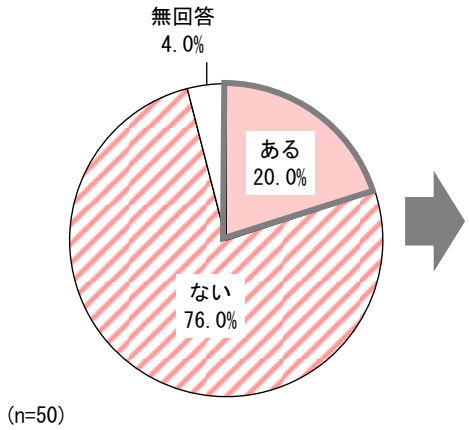

【図　発育・発達面が気になった時の行動】

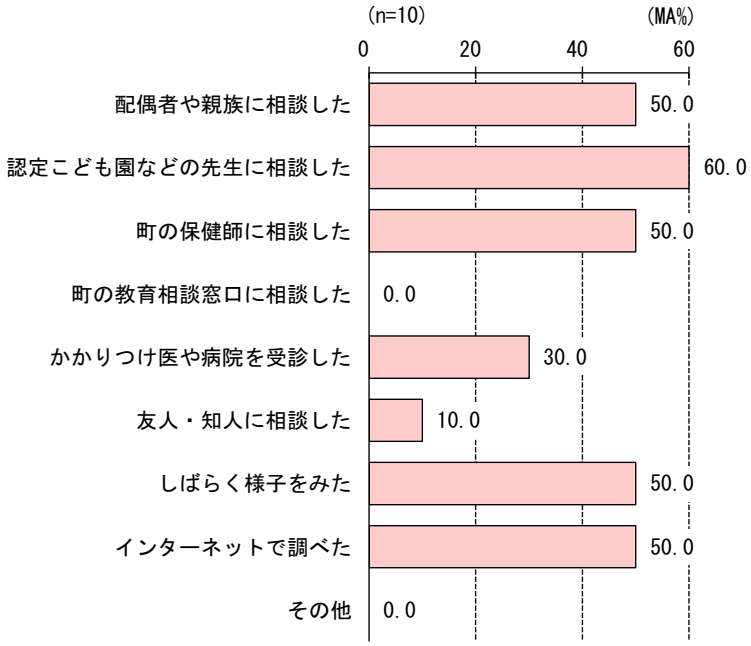

（６）児童虐待について

①虐待をしていると思ったこと

Ｑ　あなた自身が、「子どもを虐待しているのでは」、「虐待にあたるのでは」と思ったことはありますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 34、小学生：問 25】
「ある」または「たまにある」に○をつけた方のみ
Ｑ　虐待だと感じた時に、どこかへ相談しましたか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 34-２、小学生：問 25-２】

【図　虐待をしていると思ったこと／相談の有無】

＜就学前＞

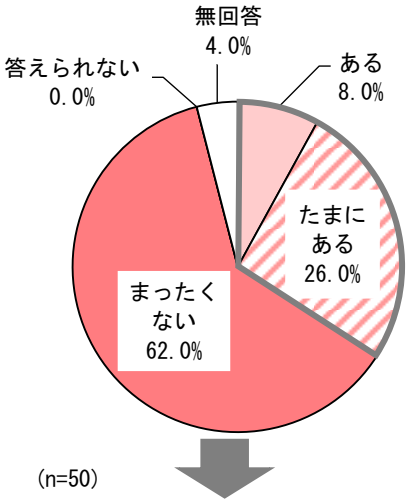

(n=50)

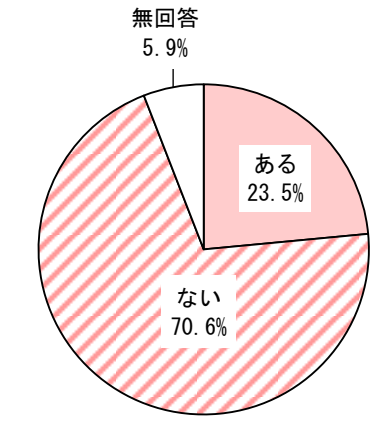

(n=17)

＜小学生＞

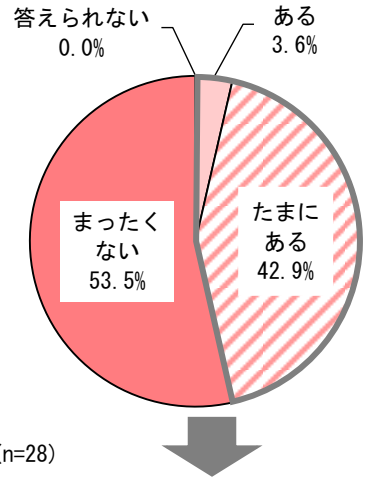

(n=28)

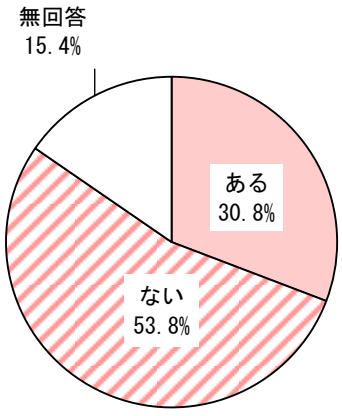

(n=13)

（7）子育て全般について

①子育ての環境や支援への満足度

Q　お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度をご記入ください。
（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 35、小学生：問 26】

【図　子育ての環境や支援への満足度】

＜就学前＞

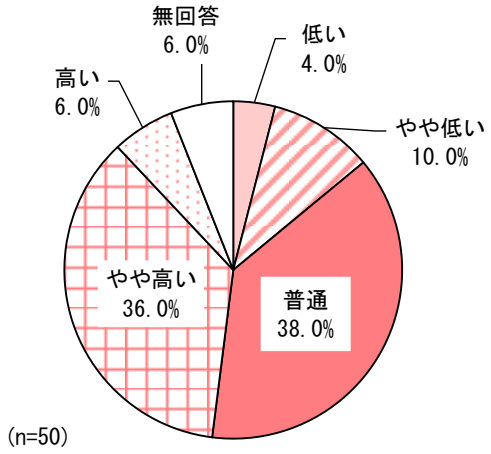

＜小学生＞

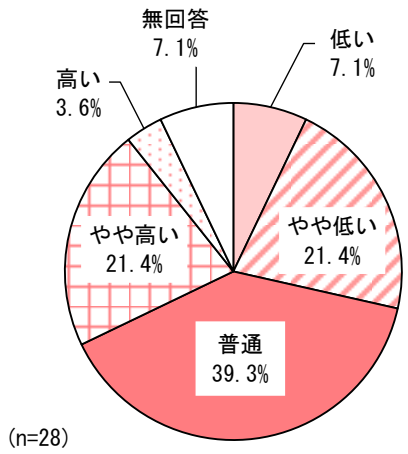

②子育てに対して思うこと

Q　子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 37、小学生：問 27】

【図　子育てに対して思うこと】

＜就学前＞

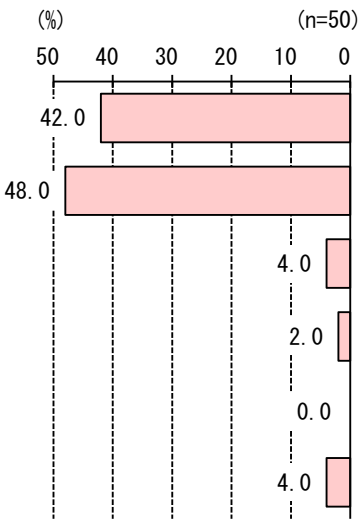

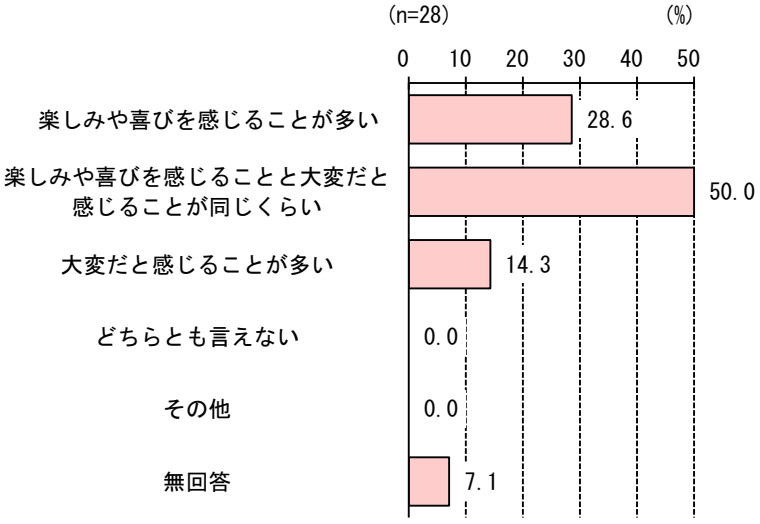

＜小学生＞

③子育てに関して日頃悩んでいること、不安なこと

Q　子育てに関して、日頃悩んでいることや不安なこと、気になることをご記入ください。（あてはまる番号すべてに○）【就学前：問 39、小学生：問 28】

【図　子育てに関して日頃悩んでいること、不安なこと】

＜就学前＞

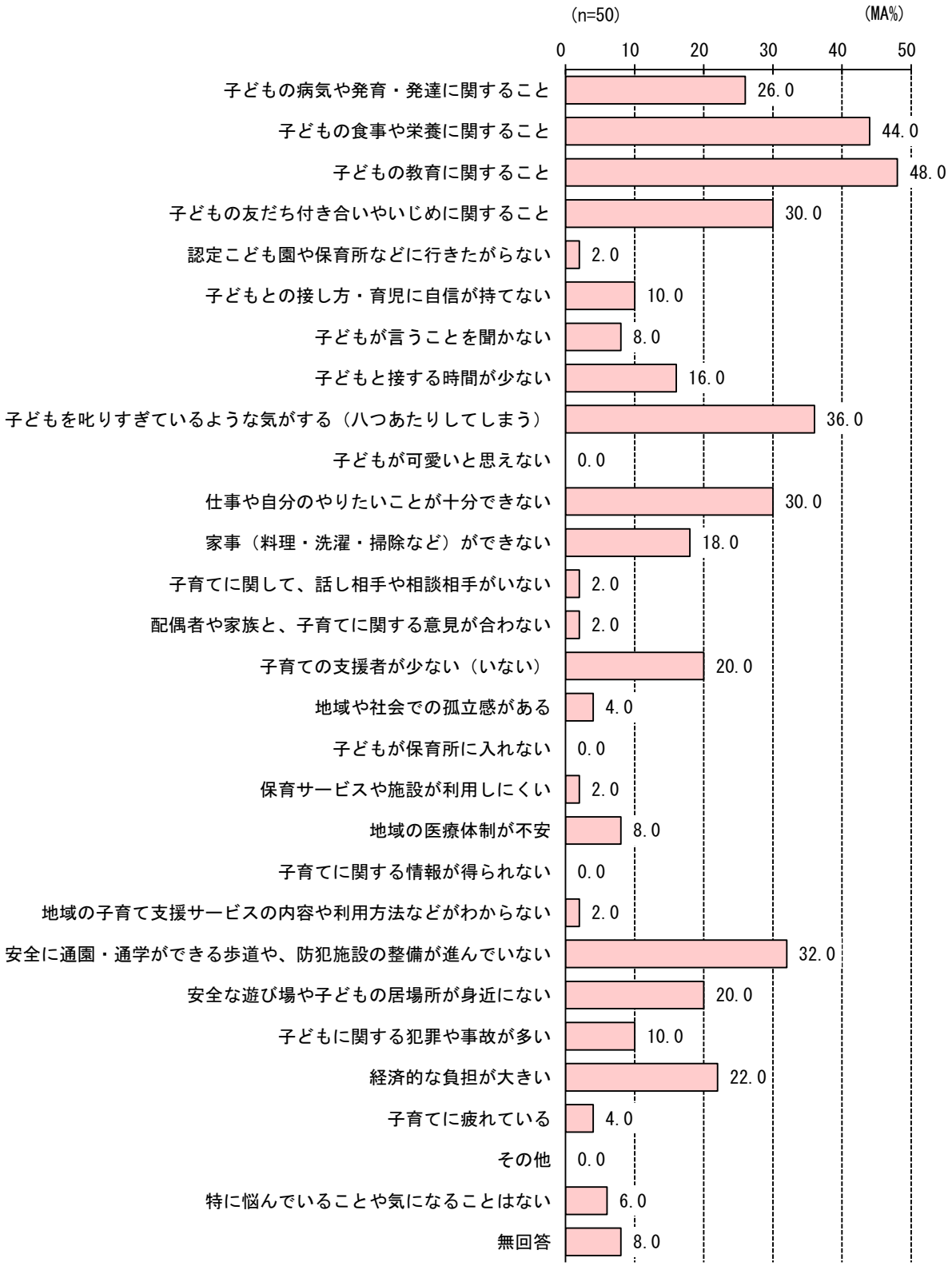

＜小学生＞

(n=28)
(MA%)
0
10
20
30
40
50
60
70
子どもの病気や発育・発達に関すること 32.1
子どもの食事や栄養に関すること 21.4
子どもの教育に関すること 57.1
子どもの友だち付き合いやいじめに関すること 67.9
学校などに行きたがらない 10.7
子どもとの接し方・育児に自信が持てない 25.0
子どもが言うことを聞かない 14.3
子どもと接する時間が少ない 17.9
子どもを叱りすぎているような気がする（八つあたりしてしまう） 39.3
子どもが可愛いと思えない 0.0
仕事や自分のやりたいことが十分できない 25.0
家事（料理・洗濯・掃除など）ができない 10.7
子育てに関して、話し相手や相談相手がいない 7.1
配偶者や家族と、子育てに関する意見が合わない 7.1
子育ての支援者が少ない（いない） 14.3
地域や社会での孤立感がある 3.6
子どもが保育所に入れない 0.0
子育てサービスや施設が利用しにくい 3.6
地域の医療体制が不安 7.1
子育てに関する情報が得られない 0.0
地域の子育て支援サービスの内容や利用方法などがわからない 7.1
安全に通園・通学ができる歩道や、防犯施設の整備が進んでいない 10.7
安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない 25.0
子どもに関する犯罪や事故が多い 14.3
経済的な負担が大きい 25.0
子育てに疲れている 0.0
その他 7.1
特に悩んでいることや気になることはない 0.0

④にこにこ食堂の利用について

Q　田野町では、食事の提供を通じて「子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保」や「子どもや保護者と地域がつながる場の提供」を目的とした「にこにこ食堂」が開設されていますが、ご存知ですか。（あてはまる番号１つに○）
【就学前：問 40、小学生：問 29】

Q　「にこにこ食堂」を利用したことがありますか。また、今後利用したいと思いますか。（あてはまる番号１つに○）【就学前：問 41、小学生：問 30】

【図　にこにこ食堂の認知度】

＜就学前＞

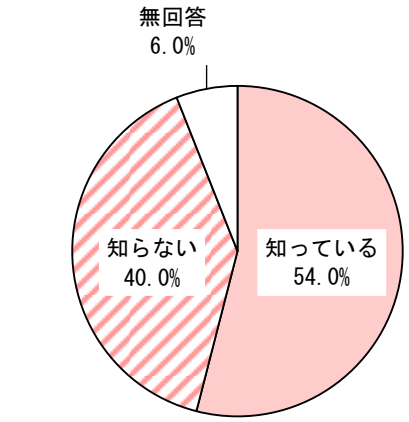

(n=50)

＜小学生＞

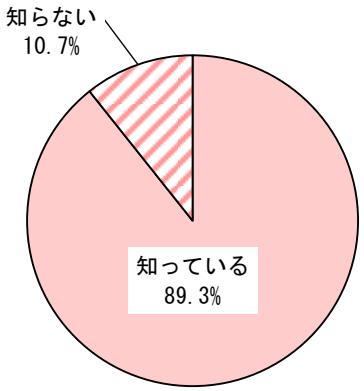

(n=28)

【図　にこにこ食堂の利用意向】

＜就学前＞

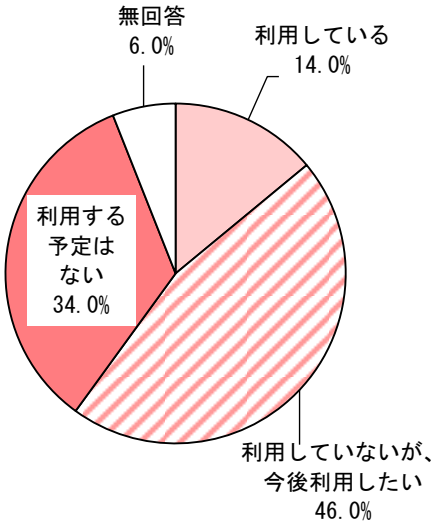

(n=50)

＜小学生＞

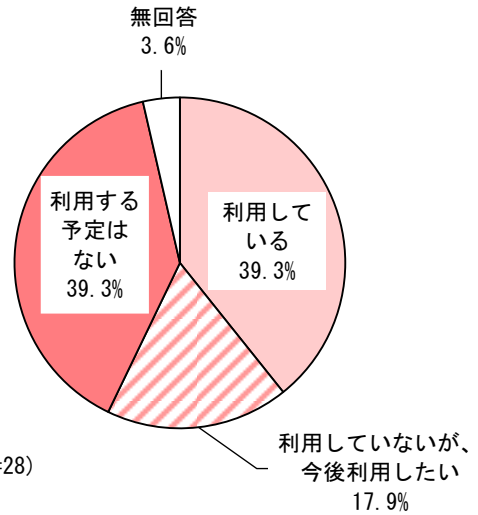

(n=28)

⑤田野町で子育てしていきたいか

Q　今後も田野町で子育てをしていきたいですか。（あてはまる番号１つに○）
【就学前：問 42】

【図　今後も田野町で子育てしてきたいか】

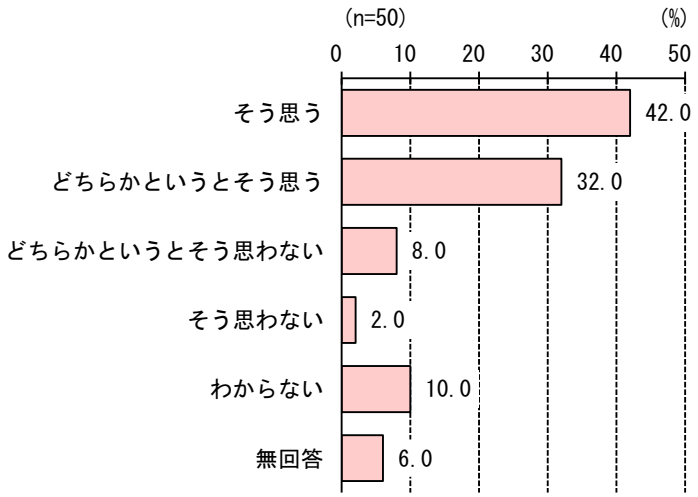

⑥子育て家庭に対する支援活動の希望

Q　地域において、子どもや子育て家庭に対してどのような支援活動があればよいと思いますか。（あてはまる番号３つまでに○）【就学前：問 43】

【図　子育て家庭に対する支援活動の希望】

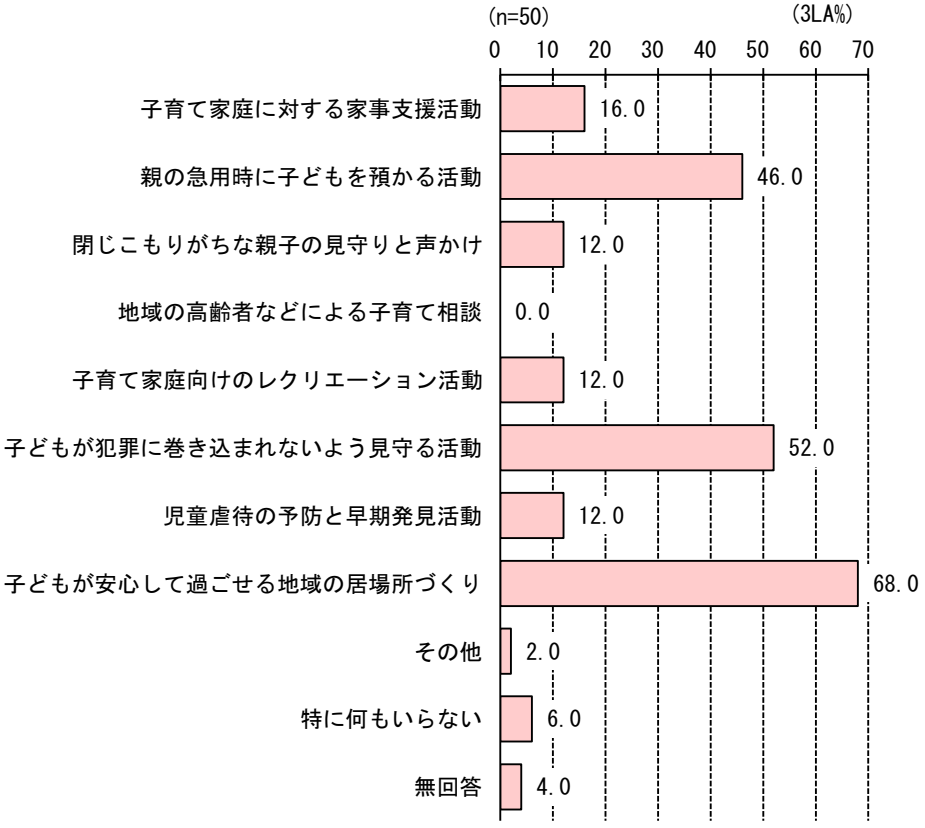

⑦ひとり親家庭の支援策

Q　ひとり親家庭の支援策として、どのようなサービスを希望しますか。（あてはまる番号すべてに○）【小学生：問 31】

【図　ひとり親家庭の支援策の希望】

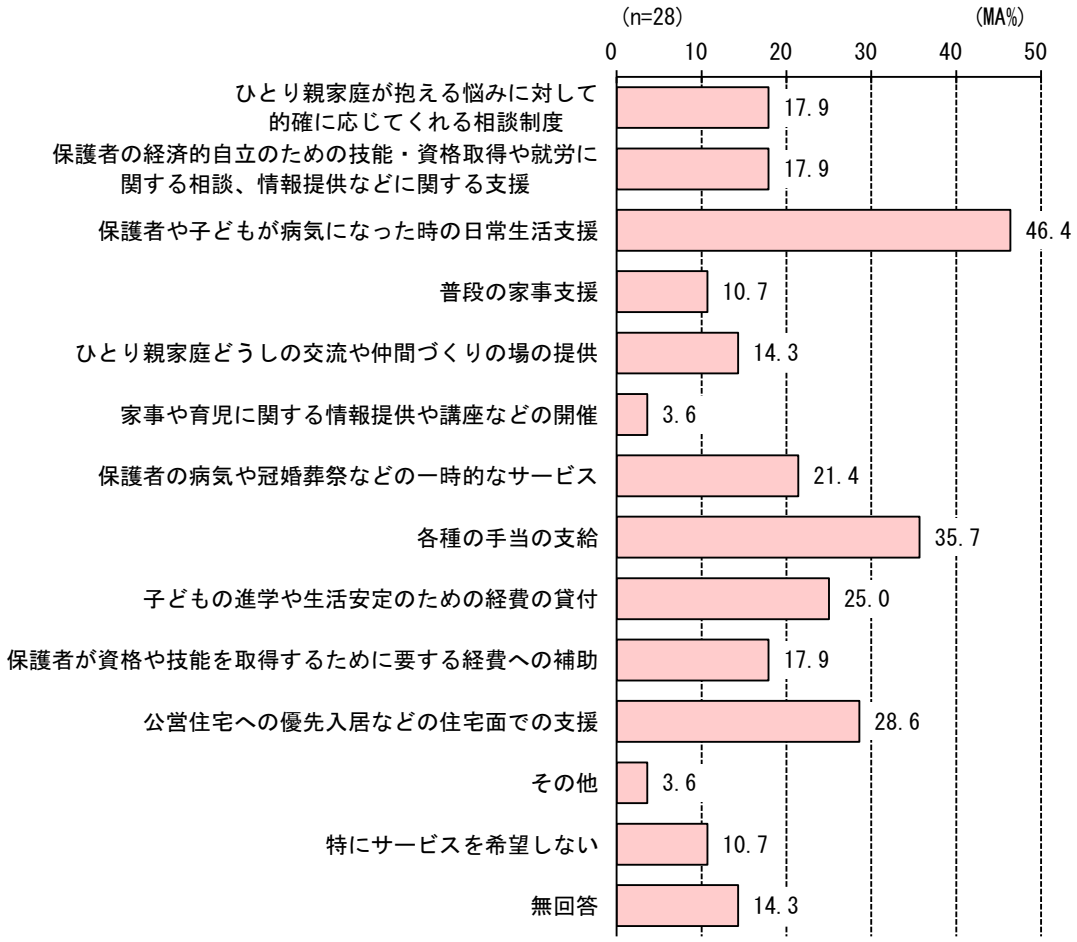

⑧町が重点的に取り組むもの

Q　子育て支援の環境づくりに対して、町が重点的に取り組む必要があると思われるものは何だと思いますか。（あてはまる番号５つまでに○）【就学前：問 44、小学生：問 32】

【図　町が重点的に取り組むもの】

＜就学前＞

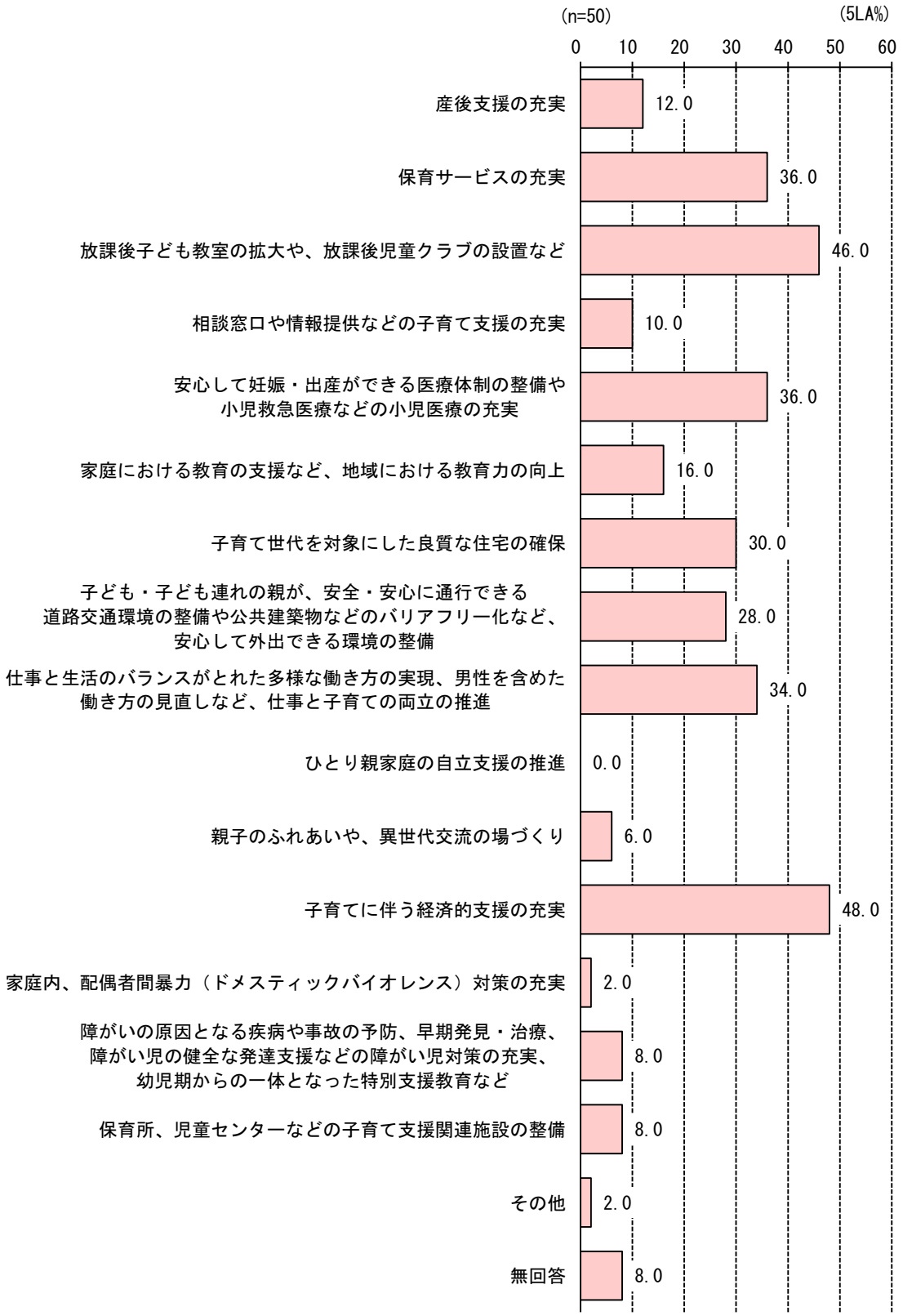

＜小学生＞

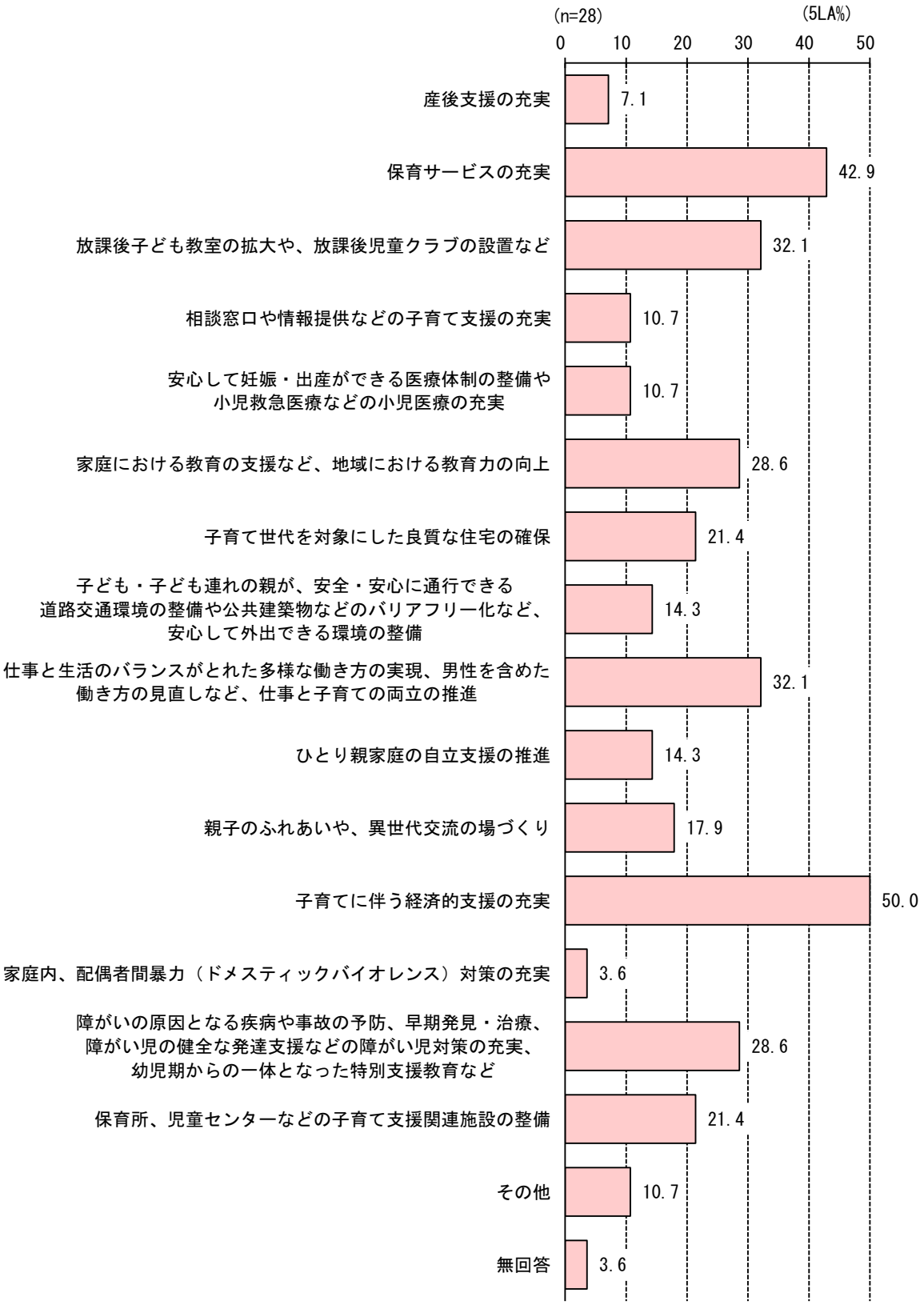
(n=28)
(5LA%)
0
10
20
30
40
50
産後支援の充実
7.1
保育サービスの充実
42.9
放課後子ども教室の拡大や、放課後児童クラブの設置など
32.1
相談窓口や情報提供などの子育て支援の充実
10.7
安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や
小児救急医療などの小児医療の充実
10.7
家庭における教育の支援など、地域における教育力の向上
28.6
子育て世代を対象にした良質な住宅の確保
21.4
子ども・子ども連れの親が、安全・安心に通行できる
道路交通環境の整備や公共建築物などのバリアフリー化など、
安心して外出できる環境の整備
14.3
仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方の実現、男性を含めた
働き方の見直しなど、仕事と子育ての両立の推進
32.1
ひとり親家庭の自立支援の推進
14.3
親子のふれあいや、異世代交流の場づくり
17.9
子育てに伴う経済的支援の充実
50.0
家庭内、配偶者間暴力（ドメスティックバイオレンス）対策の充実
3.6
障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・治療、
障がい児の健全な発達支援などの障がい児対策の充実、
幼児期からの一体となった特別支援教育など
28.6
保育所、児童センターなどの子育て支援関連施設の整備
21.4
その他
10.7
無回答
3.6

2 田野町子ども・子育て支援会議設置条例

田野町子ども･子育て支援会議設置条例

平成 25 年 12 月 11 日条例第 26 号

（設置等）

第1条　この条例は、子ども･子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。第3条において「法」という。）第 72 条第1項の規定に基づき、田野町子ども･子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　支援会議は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第3条　委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2項に規定する保護者をいう。）、子ども･子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども･子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱する。

（任期等）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条　支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条　支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2　会議の議長は、会長が当たる。

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席等）

第7条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び 意見を求めることができる。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、 町長が招集する。

3 本計画策定経過

年月日	内容
令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月1日（金）	田野町子育て支援に関するアンケート調査　実施
令和6年6月 20 日（木）	令和6年度　第1回　田野町子ども・子育て支援会議 （1）第3期田野町子ども子育て支援事業計画の概要について （2）子育て支援に関するアンケート調査結果報告について （3）その他
令和6年 11 月7日（木）	令和6年度　第2回　田野町子ども・子育て支援会議 （1）第3期田野町子ども子育て支援事業計画の素案について （2）第3期田野町子ども子育て支援事業計画における「量の見込み」報告 （3）その他
令和7年2月 20 日（木）	令和6年度　第3回　田野町子ども・子育て支援会議 （1）第3期田野町子ども子育て支援事業計画案について （2）パブリックコメントについて （3）その他

第3期
田野町 子ども子育て支援事業計画

発行年月　令和7年3月
発行・編集　田野町教育委員会（電話:0887-38-2511）
〒781-6410
高知県安芸郡田野町 1456 番地 42